

平成 29 年度 厚生労働省自殺防止対策事業
「自死遺族等に対する差別・偏見の法律問題等相談啓発事業」

自死遺族が直面する 法律問題

自死遺族支援のための手引



一般社団法人 全国自死遺族連絡会
自死遺族等の権利保護研究会

はじめに

自死遺族が直面する法律問題の 作成によせて



一般社団法人 全国自死遺族連絡会
代表理事 田中幸子

全国自死遺族連絡会は、2008年1月に発足した、自死遺族による自死遺族のためのネットワークで、現在約3,000人の自死遺族個人を会員とする団体です。当連絡会では自死遺族からさまざまな相談およびその支援に取り組み、自死遺族の相互交流を深めることにより遺族自身がまず元気に生きていくことを目的とし、自死した私たちの大切な人のその命を無駄にすることなく優しいひとがやさしいままで生きられる世の中に変えていくことを目指しています。

本会の主な活動

1. 自死遺族の相互交流を深めることの諸活動 「つながりあう」
2. 自死遺族が運営する自助グループ活動についての情報交換 「支えあう」
3. 自死や自死遺族に関する情報発信と社会啓発活動 「経験を伝える」
4. 自死遺族に関係する機関等との情報交流 「声をあげる」
5. 自殺予防活動 「生きて、と願う」

家族の突然の自死は、遺された人たちに様々な自死特有の法的問題が立ちはだかり、知らないままに諸手続きの時効を迎えたり、ローン会社から訴えられたりすることもあります。また遺族が相談した専門機関の専門家の中にも、自死について社会通念上という概念で判断されることも多く、遺族も何も知らずに納得し、権利としての福祉資源にたどり着けないことにより、自死だからという理由だけで語らず求めず沈黙し続け、そのことが更に自死遺族等への差別と偏見を増長させてきた一因でもあります。

自死遺族自身も含めて、自死という問題にかかわる方々に、自死遺族が受ける法的問題について知って頂き、理解を深めてもらいたいと願い、2010年より全国自死遺族連絡会と共に活動をしてきました「自死遺族等の権利保護研究会」のそれぞれの専門家の協力の元、この冊子を作成しました。また作成・配布の資金は厚労省の「平成29年度地域自殺対策強化交付金（自殺防止対策事業）」です。

皆様方には広くご活用いただければありがたいことです。

目次

・はじめに	1
・自死遺族が直面する法律問題 本編	3
・不動産賃貸借をめぐる問題	4
・いじめ・体罰による自死	15
・労働問題	26
・鉄道自死をめぐる問題	30
・医療過誤問題	34
・メディア・インターネット	35
・生命保険問題	36
・自死遺族と相続	38
・賃貸不動産の心理的瑕疵をめぐる自死遺族への不当請求について	44
・一般社団法人 全国自死遺族連絡会 自助グループ紹介	52
・自死遺族等の権利保護研究会	53
・あとがき	55
・連絡会の所在地連絡先など	57

自死遺族が直面する法律問題 本編



不動産賃貸借をめぐる問題



弁護士 大熊 政一

I 何が問題か

賃貸されている建物内で自死〔自殺〕があった場合、家主側から自死した居住者の遺族に対し、多額の損害賠償請求がなされるケースが多くあります。このようなとき遺族は言いなりの金額を支払わされて泣き寝入りしている例も多いと思われます。しかし遺族が支払を拒絶して裁判になる例もあり、その中では判決となったケースもあるし和解で解決したケースもあります。また司法書士や弁護士が遺族側の代理人となって家主側と交渉で解決する例もあり、こちらの方が多数を占めていると思われます。

こうした損害賠償請求では、ときに法外な金額を請求されることもあり、はたして遺族に対しそのような請求をすることが許されるのか、請求はできるとしてもその額はどこまで許容されるのが問題となります。

II キーワードとしての「心理的瑕疵」

このような損害賠償請求はどのような根拠でなされるのでしょうか。それは賃貸建物内で自死があったことにより、その建物に「心理的瑕疵」を生じさせたとすることを根拠としてなされています。つまり「心理的瑕疵」がキーワードとして機能しているわけです。「心理的瑕疵」というと、一般人には一体何を意味しているのか分かりにくいところがありますが、①はたして「心理的瑕疵」という概念を安易に認めて良いのか、また②仮にこの概念を認めるとしても、これを生じさせたことがなぜ賃借人側の責任となるのか、③その責任が認められるとしても賠償されるべき損害の範囲はどこまでが妥当なのかなどといったことが疑問として浮かんできます。

「心理的瑕疵」とは一体何でしょうか。それは民法の売買契約に関する瑕疵担保責任の規定（現行民法570条※）にいう「隠れた瑕疵」に由来する概念です。この「隠れた瑕疵」とは、売買の目的物に存在する欠陥その他外からは判らない何らかのマイナス要素のことですが、このような「瑕疵」は本来、物理的な瑕疵に限られるというのが一般的な理解です。「心理的瑕疵」とはこれを心理的なものにまで広げようとする考え方です。

この考え方によると「心理的瑕疵」とは、「目的物の通常の用法に従って利用することが心理的に妨げられるような主観的な欠陥」、あるいは「その建物にまつわる嫌悪すべき歴史的背景など客観的な事情に属しない理由に起因する瑕疵」ということになります。もともと自死物件を売りつけたという不動産売買の事例に使われていたものですが、最近は不動産賃貸借の事例にもしばしば使われるようになっていきます。

※平成29年5月26日に改正された新しい民法は平成32年4月1日から施行されるが、改正後は「瑕疵」という用語がなくなり、「契約不適合」という用語に置き換えられる。しかし「契約不適合」の中に、心理的なものも含まれるか、含まれるとして自死物件であることがこれに該当するかなどといったことが問われるという意味では、問題の構造は変わらない。

Ⅲ 「心理的瑕疵」を認めるべきなのか

1 「心理的瑕疵」は本来認めるべきではない

私たちはこのような「心理的瑕疵」は法律上の概念としては本来認めるべきではないと考えています。その理由としていくつかのことが考えられるのですが、主要な点を要約して述べると、以下のとおりとなります。

2 「心理的瑕疵」を何故認めるべきでないのか

- ① そもそも瑕疵とは物理的な瑕疵を意味するものです（我妻栄『債権各論・中巻1』288頁など）。したがって瑕疵概念を物理的なものから心理的なものにまで拡張することは相当でないということになります。
- ② その建物内で自死があったことを安易に「心理的瑕疵」として認めてしまうと、それを生じさせた賃借人の自死という行為が当然に賃借人側に責任（後に述べる「善管注意義務違反」）を帰する原因とされてしまい、しかもその「心理的瑕疵」に起因すると考えられる損害の範囲が無制限に広がってしまうこととなります。賃貸できなくなったことによる家賃喪失分、通常の相当賃料より安く貸さざるを得なかったことによる家賃差額、さらには隣室や近接する階上・階下の部屋への影響、建物の内装の全面的な改修工事費等々、いくらでも広がっていきます。
- ③ 「心理的瑕疵」は自死あるいは死や穢れに対する偏見や迷信に由来するものであり、自死を差別的に取り扱う要因ともなります。
- ④ 偏見や迷信にもとづいて自死を差別的に扱う結果を生む「心理的瑕疵」を安易に認めることは、自殺対策基本法や自殺対策白書に示された自死に対する国の施策の基本理念や趣旨に反する結果を生みます。後述するように裁判所はこの「心理的瑕疵」を極めて安易に認めてしまう傾向にあります。そのことはひとり司法部のみが足を引っ張ることを意味します。
- ⑤ 自死に対する否定的な評価は日本特有の偏見であり、欧米ではそのような取扱いはなされていません。

3 裁判例の現状

残念なことに現状では裁判所は極めて安易に「心理的瑕疵」を認定してしまっています。

例えば、「わが国においては、建物を賃借する者にとって賃借すべき物件で過去に自殺があったとの歴史的事情は、当該不動産を賃借するか否かの意思決定をするに際して大きな影響を与えるものとされており（従って、貸主や宅建業者は、賃貸借契約を締結するに当たり、一定期間はかかる事実を説明すべき義務があるものと解される。）、そのため、自殺者の生じた賃貸物件は、心理的瑕疵物件として、自殺後相当期間成約できなかったり、賃料を大幅に減額しないと借り手が付かないという状況が続くことになる。」（東京地裁平成23年1月27日判決、ウェストロー・ジャパン）といった判断です。

このように「心理的瑕疵」を生じさせたことが認定されてしまうと、そのことが直ちに後述の「善管注意義務違反」に結び付けられてしまいます。また「心理的瑕疵」の存在ということから、一定期間の告知義務の存在が当然のことにように認められ、そこから一定期間の賃料全額または賃料差額の損害賠償といった短絡的な思考過程を経て、安易に損害賠償請求が認容されてしまうのです（損害賠償の範囲については後述）。つまり「心理的瑕疵」が魔法の杖のようになって、無限の連鎖を生み出す機能を果たすことになるのです。

IV 賃借人の善管注意義務違反を問えるか

1 「善管注意義務」とは何か

上に述べたような「心理的瑕疵」の概念を認めたとしても、賃借人に債務不履行の責任を問うことはできるかが次に問題となります。

賃借人に債務不履行の責任を問う根拠としては「善管注意義務」が問題とされます。この「善管注意義務」とは法律用語の1つである「善良な管理者の注意義務」を短縮して表現した言葉です。それは「債務者の職業、その属する社会的・経済的な地位などにおいて一般に要求されるだけの注意」(我妻栄『新訂・債権総論』26頁)、あるいは「債務者の職業や社会的・経済的地位などにおいて、取引上当該場合に依りて平均人に一般に要求される程度の注意」(『論点体系・判例民法4(債権総論)』5頁)などと定義されています。

2 善管注意義務を問える根拠

善管注意義務の標準は上に述べた定義からすると、一般的・客観的なものであるとされています。しかしおおよそ債務者の責任を問う根拠となるものである以上、その債務者が具体的に置かれている客観的な状況ないし事実的基礎を全く無視して注意義務違反を肯定するものであってはならないと考えます。

3 「追い込まれた死」としての自死と善管注意義務

ここで先に触れた自殺対策白書に示されているように、自死は「追い込まれた死」であるということを考える必要があります。

自死は一般的な通念としては、「自由な意思決定のもとに行われる行為」として捉えられています。しかし平成19年版自殺対策白書によれば、自死者の96%が何らかの精神疾患の診断を受けているというWHOの調査結果や、わが国で救急病院に搬送された自死未遂者に対して行われた調査結果で自死企図者のうち75%が「精神障害有」とされていることをふまえて、自死は「追い込まれた末の死」として捉えられています。このことをふまえるならば、自死についてはそもそも善管注意義務を問うことができないのではないかと考えられます。

善管注意義務違反と言い得るためには、債務者に故意・過失があることが必要です。

自死以外の死—他殺や事故死、あるいは病死(孤独死を含む)の場合には、いずれも債務者に故意・過失があるとは言えないので、善管注意義務違反があるとは言えません。ところが自死の場合、①うつ病等による自死であること(その因果関係)が明確に立証できる場合は自死であるとしても病死の一種としてみることができるので、善管注意義務違反はないと考えるべきです。また②精神疾患と自死との因果関係が仮に明確に立証できなくても、自死は多くの場合「追い込まれた死」であることからすると、前述の有責とするための客観的な状況ないし事実的基礎があるとは言えないので、社会的・私的(人間関係的)要因によって追い込まれ、自死を選択せざるを得なくなった場合には、他殺や事故死、あるいは病死の場合と本質的に区別して考えるべきではないから、この場合も本来善管注意義務違反はないとすべきです。したがって「追い込まれた死」の場合は、本人の純粋に自由な意思決定による自死であることが立証された場合にのみ有責とするというように立証責任の転換をはかるべきだと考えます。

4 裁判例の現状

しかし現状では裁判所は「心理的瑕疵」の存在から極めて安易に善管注意義務違反を導き出してしまっている例が多いのです。

例えば、「建物賃貸借契約において賃借人は、当該賃貸建物の経済的価値を損ねない範囲で使用収益する権利を有し、義務を負う(通常使用による損耗を除く。)ものである。そうすると、当該賃貸

物件内で自殺をするということは、上述のように当該物件の経済的価値を著しく損ねることになるので、賃借人としては用法義務違反ないしは善管注意義務違反の責めを負うことにな（る）」（前記東京地裁判決）などという論理を展開しています。

V 履行補助者の問題

1 履行補助者とは何か

ところでここで問題にしている不動産賃貸借の事例は、通常の形では、自死者自身が借主になっている場合で、自死した賃借人の相続人が賃借人の負う損害賠償義務を相続したとして請求を受けるか、自死した賃借人の親や配偶者などが賃借人の連帯保証人となっているため、連帯保証人として、もしくは賃借人の相続人兼連帯保証人として請求を受ける場合です（賃借人の相続人兼連帯保証人として請求を受けた場合には、仮に相続放棄をしても、連帯保証人としての責任を免れることはできません）。

しかしこれとは異なり、例えば親が賃借人となっているが、実際に住んでいるのは学生として親元を離れて住んでいる子供であって、その子供が自死した場合、あるいは賃借人の同居者や一時的滞在者が同室内で自死した場合に、賃借人が損害賠償請求を受けることもあります。

後者のような場合に、通常の場合と同様に賃借人の善管注意義務違反を問う根拠とされるのが民法上の「履行補助者」という考え方です。

2 裁判例の現状

裁判所は、実際に賃借物件に住んでいる家族や同居者・一時的滞在者を民法上の「履行補助者」として位置づけ、履行補助者の故意・過失は信義則上債務者本人（賃借人）の故意・過失と同視し得るという論理により、これらの者が賃借物件内で自死した場合にも、当然債務者本人（賃借人）に善管注意義務違反の責任があると判断する傾向が強いのです。

後に述べるVI 1 ③の判例も、賃借人の長女が入居者でその入居者が自死した事例で、履行補助者による故意過失として賃借人に善管注意義務違反の責任を認めています。

3 個人責任の原則と履行補助者の責任の成否

しかし厳密に検討してみると、履行補助者の故意・過失を債務者本人の故意・過失と同視すべきだと言えるのは、履行補助者とされている当該他人による行為が、債務者に予見できかつその回避が可能である場合に限られると考えるべきです。それが近代私法における個人責任の原則—債務者自身に帰責事由があることを要求する原則—にかなった考え方です。したがって当該他人の故意・過失を債務者のそれと同視し得るのは、債務者に当該他人の行動を支配ないしコントロールする可能性がある場合に限るべきであり、そのような可能性が期待できない場合にも信義則上履行補助者の故意・過失を債務者のそれと同視するのは相当でないと考えます。

このように考えると、債務者（賃借人）と居住者が互いに遠隔地に離れて居住している場合や、同居者ないし一時的滞在者と債務者との関係がそれほど密接でなく債務者がこれらの者の行動を十分に支配ないしコントロールすることが期待できない事情がある場合、あるいはこれらの者が自死することなど全く予測もできなかったような場合には、これらの履行補助者とされる者の自死について債務者本人（賃借人）に善管注意義務違反の責任ありと認定すべきではないということになります。しかし上に述べたとおり裁判所は極めて安易に履行補助者の責任を認めてしまう傾向にあります。

VI 賠償されるべき損害の範囲

1 いくつかの裁判例から

善管注意義務違反が認められるとすると、次に問題となるのは賠償されるべき損害の範囲はどうかということ。この場合賠償されるべき損害の範囲は限定的に考えられるべきであり、合理的かつ妥当な範囲に止められなければなりません。

裁判所で損害の範囲がどの程度認められるかは、具体的な裁判例を挙げて説明するのが分かりやすいと思いますので、いくつかの例を紹介します。

東京地裁平成 13 年 11 月 29 日判決 (ウェストロー・ジャパン)

但しこれは、Y 社が X 社から借り上げ社宅として賃借りしていた 1 室でそこに居住していた Y 社の従業員が自死したことから、X 社が Y 社に対し損害賠償請求をした事案ですので、自死遺族に対する請求ではありません。

原告が 10 年間の賃料差額相当額を請求したのに対し、判決は、X 社が明渡しを受けた後、本件事故があったことを告知したうえで、2 年間の約定で他に賃貸したが、賃料は従前の月額 4 万 8 0 0 0 円から 2 万 8 0 0 0 円にせざるを得なかったとの事実を認定したうえで、2 年間について 1 年当たり 24 万円 (差額の月額 2 万円の 12 ヶ月分) の得べかりし利益を喪失したとして、その損害の現価 (48 万円) から中間利息を控除した 43 万 9 1 2 5 円の損害賠償を命じた (詳細は別紙資料①参照)。

東京地裁平成 19 年 8 月 10 日判決 (ウェストロー・ジャパン)

原告が、月 6 万円で賃貸していたアパートの 1 室 (203 号室) で自死が行われたため、当初 2 年間は賃貸できず、その後 4 年間は賃料半額 (3 万円) での賃貸を強いられるものと考えられるとして、288 万円を請求しただけでなく、203 号室の両隣と階下の 3 室についても、当初の 2 年間は賃料半額、その後 4 年間は 8 割程度の賃料での賃貸を強いられるものと考えられるとして、388 万 8 0 0 0 円を請求 (以上合計 676 万 8 0 0 0 円) したのに対し、判決は、X 社が本件自死の約 3 か月後に 203 号室を期間 2 年、賃料月額 3 万 5 0 0 0 円、サブリース目的との約定で賃貸した事実を認定したうえで、203 号室については 1 年間の賃料全額とその後 2 年間の賃料半額の損害を認め、203 号室以外の他の部屋については損害は認められないとして、合計 132 万 3 1 4 4 円 (ライブニツツ方式により中間利息を控除) のみを認容し、結局賃料の都合 2 年分の損害を認めている。自死が行われた 203 号室のみについて損害を認め、両隣や階下の部屋については損害を認めていない (詳細は別紙資料②参照)。

東京地裁平成 23 年 1 月 27 日判決 (ウェストロー・ジャパン) (前記Ⅲ3 で引用した東京地裁判決)

原告が合計 284 万 1855 円 (内訳は、i 原状回復費用 12 万 1905 円〔ユニットバス破損による全面改修費用〕、ii 逸失利益 244 万 8000 円〔本件事故後賃借人を募集し、約 7 か月後によく賃貸借期間 6 年間、賃料 4 万 6000 円の条件で新たな賃借人をみつけることができたので、従前の賃料 8 万円との差額 3 万 4000 円の 6 年分〕、iii 貸室内のクロスの張替、クリーニング費用 21 万 9450 円、iv 現場供養料 5 万 2500 円) を請求したのに対し、判決は、合計 160 万 7934 円 (内訳は、i 原状回復費用 6 万 0952 円〔ユニットバスの改修費用の 2 分の 1〕、ii 逸失利益 127 万 5032 円〔貸室の契約終了日から入居者が決まるまでの賃料相当分 28 万 9032 円と、新契約の契約当初の 2 年分およびその後学生の新規契約がピークとなる翌年 3 月 20 日までの 5 か月間の賃料差額 98 万 6000 円〕、iii 貸室内のクロスの張替、クリーニング費用 21 万 9450 円、iv 現場供養料 5 万 2500 円) のみ認め、請求額の半分近くまで減額した。

この判決に対し被告は控訴し、弁護団を組んで心理的瑕疵が認められるか否かなどの各論点につき大々的に論争した結果、控訴審で和解 (和解金は一審認容額の約半分の 80 万円で長期分割払い) により決着した (詳細は別紙資料③参照)。

京都地裁平成 24 年 3 月 7 日判決 (直接入手)

原告が合計 927 万 2656 円 (内訳は、 i 本件部屋の改装費用等 220 万円、 ii 逸失利益 180 万 8364 円〔本件部屋の家賃・共益費 7 万 3700 円の 2 年分 176 万 8800 円と水道料金分担分 2 か月当たり 3297 円の 2 年分 3 万 9564 円の合計〕、 iii 隣室の 701 号室の賃借人が退去してしまい、その後 701 号室には入居者がいないことによる損害 90 万 4182 円〔少なくとも 1 年間は入居者が決まらないことが高い確率で予測できるので、本件部屋の家賃 7 万 3700 円の 1 年分 88 万 4400 円と水道料金分担分 2 か月当たり 3297 円の 1 年分 1 万 9782 円の合計〕、 iv 本件マンションの 305 号室、 405 号室、 602 号室、 605 号室および 805 号室の 5 室につき、事故のあった平成 22 年春に入居申込みをした者がキャンセルし、その後入居者がいない状態が続いていることによる損害合計 436 万 0110 円〔この 5 部屋の家賃の 1 年分 426 万 1200 円と 5 部屋の水道料金分担分の 1 年分 9 万 8910 円の合計〕) を請求したのに対し、判決は、改装費用等は自死と相当因果関係にある損害とは認められないとし、逸失利益については、家賃月額 6 万 5000 円の 1 年分の 78 万円のみを損害として認めた (共益費および水道代については、自死と相当因果関係にある損害とは認められないとした)。隣室の 701 号室については、その入居者が退去し、その後入居者がいないことによる原告の損失は、自死と相当因果関係にある損害とは認められないとし、その他の 5 室についても、本件部屋と異なる階の部屋については、自死と相当因果関係の範囲内の損害と認めることはできないとして斥けた。結局賃料の 1 年分のみの損害を認定したに止まる (詳細は別紙資料 ④参照)。

認定する損害の範囲を極力圧縮している点で最も進んだ判決と言える。

2 交渉による解決事例から

これについても具体的な事例を 2 つほど紹介します。

A 氏の事例

A の娘が X 所有のマンションの一室を賃借し、A が連帯保証人となっていて、A の娘がその部屋の風呂場で自死した事例 (家賃は月 9 万 5000 円、期間 2 年間)。

X の当初の請求額は、 i 家賃補償 592 万円 (内訳は、 6 年 8 か月間の家賃補償〔最初の 2 年 8 か月間は満額、次の 2 年間は約 8 割、最後の 2 年間は約 5 割の金額〕)、 ii 部屋の改修費用見込額 91 万 9275 円 (内訳はユニットバス改装工事費 48 万 3000 円のほか、部屋の床面、壁、天井の張替えなどほぼ全面的な改装費用 43 万 6275 円)、以上合計 683 万 9275 円であったが、最終的に合意した額は 257 万 3000 円 (内訳は、 i 家賃補償 209 万円〔2 年間全額の 228 万円より 2 か月分 19 万円を差し引いた額※〕、 ii ユニットバス改装工事費 48 万 3000 円) となった。

※ 2 か月分の 19 万円を差し引いた理由は、依頼者が対象物件に本当に入居者が居ないかどうか確認するため、念のため現地に行って確認したところ、何とそのときに入居者が居ることが判明し、このことを指摘して相手方代理人に問いただした結果、家主の親戚が経営している会社の新入社員が取り敢えず住むところがないので、2 か月間だけ無償でその会社の社宅として提供していたことが判明し、これをふまえて 2 年分から入居者が現実に居た期間の 2 か月分だけを控除することとなった。

B 氏の事例〔交渉に始まったが、遺族側より調停申立、訴訟提起に至った事例〕

B の娘が X 社所有のマンションの一室を賃借し、B が連帯保証人となっていたが、B の娘が元同僚 (女性) とともにその部屋の風呂場で自死した事例 (家賃は月 6 万 7000 円、共益費月 2000 円、期間 2 年間)。

X 社は B に対しいずれ損害賠償請求をする旨の連絡をしてきたが、その後音沙汰はなく、事故の約 1 年後に事故後本件貸室には入居者がいないので、取り敢えず 1 年分の家賃相当分の損害を支払うよう請求するとともに、今後も空室状態が続けば本件貸室の全面改修工事をするのでその工事代金

も請求するし、その後の家賃補償も請求する旨予告してきた。

Bより受任して代理人としてX社(X社は代理人弁護士には依頼せず)と交渉したが、X社より提示された損害賠償額は合計約1531万円にもよる法外なものであった(内訳は9年分の賃料相当額と2年分毎の更新料相当額、本件発見時に警察が本件貸室に入るために破壊したサッシ代、浴室のユニットバス交換工事代金、本件マンションの他の9室の10年分の賃料の10%相当額など)。

その後交渉をしたが、X社の姿勢は強硬であり、埒が明かないので、異例ではあるが当方から民事調停を申し立てた。

しかし調停においてもX社は「最低限」の要求として合計884万6124円(内訳は10年分の家賃相当額、ユニットバス交換工事代金等、サッシ修理代)を要求して譲らなかったため、当方よりこれまた異例であるが債務不存在確認請求訴訟を提起した。

裁判所のXに対する説得により最終的に328万1550円(内訳は3年分の賃料相当額、ユニットバス交換工事代金、割れたガラス修理代)を支払うことで和解が成立した。

3 「心理的瑕疵」をどう評価するかによって損害の範囲が規定される

上記交渉による解決事例に示された家主側の姿勢・態度や、上記判例に示された裁判所の判断の仕方からすると、「心理的瑕疵」についての捉え方如何によって、認定される損害の範囲に大きな差が出るのが判ります。

ただ判例の傾向を見ると、家賃補償(賃料喪失分)については、当該部屋に限り概ね2年分の損害を認めるのに対し、それ以外の部屋については認めないことと、改装工事費については、逆に出来る限り合理的な範囲に限定して認めようとする態度をとっていると言えます。このような中で上記京都地裁の判決は「心理的瑕疵」を極めて限定的にしか認めていないと言えるもので、評価できません。

4 「心理的瑕疵」が存続する期間と損害の範囲

家賃補償(賃料喪失分)についての上記判例の認定の仕方を見ると、いかなる期間分の賃料喪失を認めるかは、「心理的瑕疵」がどの位の期間存続すると見るかにかかっていること、そのことと裏腹の関係にあることですが、不動産賃貸借にあたって貸主側が当該物件内で自殺が起きた事実について告知義務を負うことを前提にして、その告知義務がどの位の期間存続すると考えるかということにかかっていることが判ります。

例えば別紙資料①の判決では、「2年程度経過すれば瑕疵と評価することはできなくなる(したがってまた、X社において、他に賃貸するに当たり、本件事故があったことを告げる必要はなくなる。)ものとみるのが相当である。」と判断されています(下線は引用者による。以下、同じ)。

また別紙資料②の判決では、「自殺直後の最初の賃借人には本件203号室内で自殺事故があったことを告知すべき義務があるというべきであるが、当該賃借人が極く短期間で退去したといった特段の事情が生じない限り、当該賃借人が退去した後に本件203号室をさらに賃貸するに当たり、賃借希望者に対して本件203号室で自殺事故があったことを告知する義務はないというべきである」とされています。

この点当該部屋の1年分の家賃補償しか認めなかった別紙資料④の判決では、「実際にその部屋で自ら命を絶った人がいた事実は、不動産取引において、重要事項として告知義務の対象となる事実であると解され、その期間は、11階建て、全38戸という比較的多数の部屋を有する大型マンションであること、学生等の比較的居住期間が短い入居者がほとんどを占め、入居者同士及び入居者と近隣住民との交際は希薄であること、市内の中心部やや北寄りの表通り沿いには商店が多(い)、…など諸般の事情を考慮すると、1年間程度と解される」と述べられています。「心理的瑕疵」の程度や存続期間、これと裏腹の関係にある告知義務の期間を決めるに当たって、当該物件の具体的な特

性や立地条件がきめ細かく判断されていると言えます。

「心理的瑕疵」や告知義務の存続期間が概ね2年とされる理由としては、建物賃貸借契約の期間が通常2年とされるケースが多いことも関係していると思われます。

なお賃貸人が建物内で自死があった事実を故意に借主に告げなかったことが不法行為を構成するとして、借主の借主に対する損害賠償請求を認めた事例もあります（大阪高裁平成26年9月18日判決、判例時報2245号22頁）。

Ⅶ 立法や制度による解決の方向

不動産賃貸借をめぐる問題の抜本的解決は、究極的には立法や制度によってはかるしかないと思われま

す。立法による解決としては、①自死遺族に対して不当な損害賠償請求を行ってはならない旨の一般条項を設ける、②「心理的瑕疵」の概念について見直しを図る、③自死者が本人の純粋に自由な意思決定によって自死したことの主張・立証責任を家主側に課すなどが考えられます。

制度化によって解決をはかる方法は、①家主の受ける損害についての保険制度を確立する（損害賠償保障保険等）、②自死情報の「告知義務」の期間を国土交通省のガイドラインで限定する（あるいは思い切って「告知義務」を否定する）などです。賃貸建物内での自死事故は家主側に一定の損害を与えることは間違いありませんし、かといって身近な人の自死によって精神的な打撃を受けている遺族にさらに追い打ちをかけるように、その負担のすべてを押し付けるのは妥当かという問題があります。①の保険制度はこのような場合に負担の公平な分担をはかる方法として考えてよいと思います。②の告知義務期間の規制ですが、完全に告知義務を否定するならばともかく（私どもはこれを目標にしていますが）、一定期間に制限するとなると、かえてその期間についてお墨付きを与え合法化してしまうことになるので、反対意見もあり得ます。

Ⅷ 裁判や交渉で努力することの意義

しかし他方で個々の交渉事件や裁判の中で、可能な限り「心理的瑕疵」が認められる範囲を狭め、損害賠償の範囲を圧縮する粘り強い努力を積み重ねることも大切です。そのような地道な努力こそが人々の意識を変えていくことに寄与するものだと思います。立法や制度による解決を求める運動と個々の事案の解決に向けた努力とは車の両輪の関係に立つと考えます。

〔資料〕

いくつかの裁判例（損害論に関する部分をピックアップしたもの）

①東京地裁平成13年11月29日判決（ウェストロー・ジャパン）

但しこれは、Y社がX社から借り上げ住宅として借りていた1室でそこに居住していたY社の従業員が自死したことから、X社がY社に対し損害賠償請求をした事案であり、自死遺族に対する請求ではない。

原告の請求・・・10年間の賃料差額相当額

判旨・・・X社は明渡しを受けた後、本件事故があったことを告知したうえで、2年間の約定で他

に賃貸したが、賃料は従前の4万8000円から2万8000円にせざるを得なかったとの事実を認定したうえで、2年間について1年当たり24万円の得べかりし利益を喪失するという損害を受けたので、その損害の現価(48万円)から中間利息を控除した43万9125円についてY社に支払を命じた。

2年間に止めた理由・・・「本件のような貸室についての心理的瑕疵は、年月の経過とともに希釈されることが明らかであり、本件貸室が大都市である仙台市内に所在する単身者用のアパートの一室であること・・・をも斟酌すると、本件貸室において本件事故があったことは、2年程度を経過すれば瑕疵と評価することはできなくなる(したがってまた、X社において、他に賃貸するに当たり、本件事故があったことを告げる必要はなくなる。)ものとみるのが相当である。」(下線は引用者による)

上記のように告知義務が認められる期間も限定的に考えている。

②東京地裁平成19年8月10日判決(ウェストロー・ジャパン)

原告の請求・・・a月6万円で賃貸していたアパートの1室(203号室)については、当初2年間は賃貸できず、その後4年間は賃料半額(3万円)での賃貸を強いられるものと考えられるとして、288万円を請求。

b 203号室の両隣と階下の3室については、当初の2年間は賃料半額(3万円)、その後4年間は8割程度の賃料(4万8000円)での賃貸を強いられるものと考えられるとして、388万8000円を請求。

a + bの合計676万8000円を請求。

判旨・・・X社は本件自死の約3か月後に203号室を期間2年、賃料月額3万5000円、サブリース目的との約定で賃貸した事実を認定したうえで、203号室については1年間の賃料全額とその後2年間の賃料半額の損害を認め、203号室以外の他の部屋については損害は認められないとして、合計132万3144円(ライブニッツ方式により中間利息を控除)のみを認容した。

その理由・・・「自殺事故による嫌悪感も、もともと時の経過により希釈する類のものであると考えられることに加え、一般的に、自殺事故の後に新たな賃借人が居住をすれば、当該賃借人が極短期間で退去したといった特段の事情がない限り、新たな居住者である当該賃借人が当該物件で一定期間生活すること自体により、その前の賃借人が自殺したという心理的嫌悪感の影響もかなりの程度薄れるものと考えられる」から、「X社には、Aが自殺した本件203号室を賃貸するに当たり、自殺直後の最初の賃借人には本件203号室内で自殺事故があったことを告知すべき義務があるというべきであるが、当該賃借人が極く短期間で退去したといった特段の事情が生じない限り、当該賃借人が退去した後に本件203号室をさらに賃貸するに当たり、賃借希望者に対して本件203号室で自殺事故があったことを告知する義務はないというべきである。」

「本件建物は2階建10室の賃貸用の建物であるが、自殺事故があった203号室に居住することと、その両隣の部屋や階下の部屋に居住することとの間には、常識的に考えて、感じる嫌悪感の程度にかなりの違いがあることは明らかであり、・・・X社には、Aが本件203号室内で自殺した後に、本件建物の他の部屋を新たに賃貸するに当たり、賃借希望者に対して本件203号室内で自殺事故があったことを告知する義務がないというべきである。」(下線は引用者による)

「本件では、203号室を自殺事故から1年間賃貸できず、その後賃貸するに当たっても従前賃料の半額の月額3万円での賃貸しかできず、他方で、賃貸不能期間(1年間)と一契約期間(2年間)の経過後、すなわち自殺事故から3年後には、従前賃料の月額6万円での賃貸が可能になっていると推認するのが相当であると考える。」

結局賃料の都合2年分の損害を認めている。

また上記のとおり告知義務が存続する期間も限定的に考えている。

当該部屋のみについて損害を認め、両隣や階下の部屋については告知義務を否定し損害を認めていない。

③**東京地裁平成23年1月27日判決**(ウェストロー・ジャパン)(前記Ⅲ2で引用した東京地裁判決)

原告の請求・・・合計284万1855円

内訳・・・原状回復費用－12万1905円(ユニットバス破損による全面改修費用)
逸失利益－244万8000円(本件事故後賃借人を募集し、約7か月後ようやく賃貸借期間H21.10.21—H27.10.20、賃料4万6000円〔従前の賃料は8万円〕という条件で新たな賃借人をみつけることができたので、減額分の3万4000円の72か月〔6年〕分)
貸室内のクロスの張替、クリーニング費用－21万9450円
現場供養料－5万2500円

判旨・・・認めた損害の範囲－合計160万7934円

内訳・・・原状回復費用－6万0952円(ユニットバスの改修費用の2分の1)
逸失利益－127万5032円(①貸室の契約終了日から入居者が決まるまでの賃料相当分28万9032円、②新契約の契約当初の2年分〔H21.10.21—H23.10.20〕およびその後学生の新規契約がピークとなる翌年3月20日までの5か月間の賃料差額3万4000円×29か月＝98万6000円)貸室内のクロスの張替、クリーニング費用－21万9450円
現場供養料－5万2500円

請求額の半分近くまで減額

控訴し、弁護団を組んで心理的瑕疵が認められるか否かなどの各論点につき大々的に論争した。
控訴審で和解により決着・・・和解金80万円(一審認容額の半分)
しかも長期分割払いの合意

④**京都地裁平成24年3月7日判決**(直接入手)

原告の請求・・・合計927万2656円

内訳・・・本件部屋の改装費用等－220万円
本件部屋に入居者がいないことによる損害－本件部屋の家賃・共益費7万3700円(うち家賃は6万5000円)の24か月(2年)分である176万8800円と、水道料金分担分2か月当たり3297円の24か月(2年分)3万9564円の合計180万8364円
隣室の701号室の賃借人が退去してしまい、その後701号室には入居者がいないことによる損害－少なくとも1年間は入居者が決まらないことが高い確率で予測できるので、本件部屋の家賃7万3700円の12か月(1年)分である88万4400円と、水道料金分担分2か月当たり3297円の12か月(1年)分1万9782円の合計90万4182円
本件マンションの305号室、405号室、602号室、605号室および805号室の5室につき、事故のあった平成22年春に入居申込みをした者がキャンセルし、その後入居者がいない状態が続いていることによる損害－この5部屋の家賃の12か月(1年)分の合計426万1200円と、5部屋の水道料金分担分の12か月(1年)分9万8910円の合計436万0110円
以上合計927万2656円

判旨・・・改装費用等はAの債務不履行〔自死〕と相当因果関係にある損害とは認められない。
本件部屋に入居者がいないことによる損害については、「実際にその部屋で自ら命

を絶った人がいた事実は、不動産取引において、重要事項として告知義務の対象となる事実であると解され、その期間は、11階建て、全38戸という比較的多数の部屋数を有する大型マンションであること、学生等の比較的居住期間が短い入居者がほとんどを占め、入居者同士及び入居者と近隣住民との交際は希薄であること、市内の中心部やや北寄りの表通り沿いには商店が多く、地下鉄の駅も近く、かつ御所も近く、観光客も訪れるような市街地の区域であることなど諸般の事情を考慮すると、1年間程度と解される。」として、家賃月額6万5000円の12か月(1年)分の78万円を損害として認めた(共益費および水道代については、Aの債務不履行と相当因果関係にある損害とは認められないとした)。

701号室の入居者が退去し、その後入居者がなくことによる原告の損失は、Aの債務不履行と相当因果関係にある損害とは認められない(なお本件部屋以外の部屋については自殺者があったことは告知義務の対象とはならないとした)。

その他の5室についても、本件部屋と異なる階の部屋については、Aが自ら死亡したことは告知義務の対象とは解されないとして、Aの債務不履行と相当因果関係の範囲内の損害と認めることはできない。

以上の結果、78万円の損害しか認定しなかった。

結局賃料の1年分のみの損害を認定したに止まる。

認定する損害の範囲を極力圧縮している点で最も進んだ判決と言えるが、本判決がそのような結論に至ったのは、自死問題に対し深い理解を示したことが原因と考えられる。この点は別の争点—責任能力の有無—に関する判断のところ、判決文が被告が援用した自殺対策基本法や自殺対策総合大綱等にもある程度言及していることから窺えるところである(もっとも結論としては、被告の主張を裏付けるものとは解釈していないが)。

いじめ・体罰による自死



弁護士 細川 潔

第1章 いじめによる自死（学校）

第1 いじめ防止対策推進法

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)

1 法律制定の契機

平成23年10月に起きた滋賀県大津市の市立中学校2年生のマンションからの飛び降り自死事件をきっかけに、あらためていじめ問題が社会問題として取り上げられるようになりました。平成25年6月には「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年9月に施行されています。

2 いじめ防止対策推進法の特徴

(1) いじめの定義

同法では、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています（2条1項）。

(2) いじめの禁止

同法では「児童等は、いじめを行ってはならない」と、いじめが明文で禁止されています（4条）。

(3) 国・自治体の義務

国・自治体に関しても、いじめの防止等のための対策を策定・実施する責務が課され、学校・教職員は、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するとされています。

(4) 重大事態とその対処

重大事態とは「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」のことを指します（28条1項1号2号）

いじめによる自死は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」にあたります。

重大事態が発生した場合、学校の設置者又はその設置する学校は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とされています（28条1校項文）

(5) いじめ防止対策推進法の附帯決議（衆議院文部科学委員会）

いじめ防止対策推進法は、その成立の際に「本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。」「いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。」「重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童

等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。」（付帯決議3項4項5項）との付帯決議が行われ、第三者調査委員会の専門性・公平性・中立性や保護者（遺族）への配慮を行う旨がうたわれています。

第2 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月1日 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf)

平成23年3月、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議において、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」が策定されました。

そこでは、子どもの自殺が起きた場合の、基本調査の実施、詳細調査への移行の判断、詳細調査の実施、詳細調査に移行しない場合、いじめが背景に疑われる場合の措置、及び、平常時の備えについて、背景調査のノウハウが記載されています。

第3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afielldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf)

いじめ防止対策協議会より「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」が提言されたところ、いじめ防止対策推進法28条1項の「重大事態への対応」について「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある。」などといった現状・課題が指摘されました。

そこで、文部科学省は、学校の設置者及び学校における法・基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を作成しました。

ガイドラインでは、重大事態に関して、学校の設置者及び学校の基本的姿勢、重大事態を把握する端緒、重大事態の発生報告、調査組織の設置、被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等、調査の実施、調査結果の説明・公表、個人情報保護、調査結果を踏まえた対応、及び、地方公共団体の長等による再調査について規定されています。

第4 子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月文部科学省）

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afielldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf)

本手引きは、子どもの自殺が起きた際の、主に数日以内の事後対応について、いじめ防止対策協議会が解説を行ったものです。危機対応の態勢、遺族へのかかわり、情報収集・発信、保護者への説明、心のケア、学校活動（学校再開の準備、クラスでの伝え方、クラスでの喪の過程）、簡易チェックリストが説明されています。

第5 第三者調査委員会

いじめによる自死が疑われる場合は、遺族の側から、学校や学校の設置者（教育委員会や学校法人）に対して、第三者調査委員会の設置を求めることが考えられます。第三者調査委員会では、生徒に起こったこと、自死の原因、学校の対応、学校の自死後の対応が適切であったかについて調査され、再発防止に対する提言等も行われます。公立学校の場合は、条例等に調査に関する規定があることもありますので、第三者調査委員会の設置を求める場合には、条例等の確認を行いましょう。

第6（法務局等への）人権救済の申立て等

1 法務局

(http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_chousa.html)

法務省の人権擁護機関では、人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。いじめ問題についても、人権が侵害されていることは明らかなので、被害者から救済手続きの申出をすることが可能です。

2 弁護士会

(<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html>)

弁護士会では、いじめに関する取組みが行われています。例えば、東京弁護士会ではこどもの人権110番が設けられ、電話相談や面談相談が実施されています。

第7 裁判（損害賠償請求訴訟）

1 子どもが学校で「いじめ」にあい、そのことが原因となって自死に至った場合には、加害児童やその親権者に対して損害賠償請求をすることが可能です。公立学校であれば自治体に対して国家賠償請求をすることが可能です。私立学校であれば学校を運営する学校法人に対して損害賠償請求をすることが可能です。

2 損害賠償訴訟を行う上での問題点

（1）いじめの存在の立証

いじめの存在については、原告（遺族側）に立証する責任があります。遺族としては、遺品、学校側が作成した文書（証拠保全や文書提出命令という手続きを経て入手できる場合があります）、目撃証言等で、いじめの存在を立証することになります。

（2）予見可能性

いじめ自死事案において、自治体や学校法人の責任が認められるためには、予見可能性が必要であるという考え方が一般的です。予見の対象をどう考えるか、予見の程度をどうすべきか、予見可能性の基礎事情としてどのような事情を考慮するか等について問題となってきます。予見の対象については、自殺をすることとされたり、心身に重大な被害をもたらすような悪質重大ないじめがあったこととする考え方があります。

（3）過失相殺

いじめ自死事案においては、過失相殺が問題となることがあります。もっとも、自死する生徒は自死せざるを得ないような心理状態に追い込まれた結果自死したのであり、また、子どもは心身ともに未成熟で情緒的にも必ずしも安定していないものです。このことも考慮した上で、過失相殺は検討されるべきでしょう。

3 裁判上の和解について

遺族と自治体・学校法人との訴訟において、双方が合意した場合、裁判上の和解が成立することもあります。裁判所による判決が出ると、事実の認定は行われますが、結論としては金銭賠償のみが認められることが一般的です。これに対して、和解では、金銭による解決だけでなく、子どもの命日に学校への遺族の立ち入りを認めたり、子どもの名前をつけた文庫の設置、樹木の植樹など、柔軟な解決が行われることもあるようです。

第8 自死と日本スポーツ振興センター災害給付制度

1 災害給付制度とは

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、「学校」の管理下における児童生徒の災害（負

傷、疾病、障害又は死亡)について、児童生徒の保護者に対して、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)が行われるというものです。

2 死亡見舞金

学校の管理下で災害により死亡した場合及び管理下で発症した疾病が直接の原因となって死亡した場合には、見舞金として2800万円が給付されることになっています(突然死、突然死に準ずる場合及び登下校中は半額)。

3 自死の場合

(1) 小学生・中学生

学校の管理下で小学生や中学生が自死した場合、死亡見舞金が支払われます。

(2) 高等学校・専門学校

以前は、高等学校、高等専門学校の生徒・学生が自死した場合は「故意による災害」として、基本的には死亡見舞金は支払われませんでした。

しかし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令が改正され、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的負担により、生徒・学生が死亡したときは、この限りではないとされるようになりました。

ですので、いじめから生じた強い心理的負担によって自死が行われた場合、高校生等のケースでも、死亡見舞金が支払われることになりました。

第2章 体罰による自死

1 体罰に関する法令の規定

体罰に関しては、学校教育法11条で「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定され、明確に禁止されています。

2 体罰に関する行政の解釈

文部科学省は、体罰について「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(24文科初第1269号平成25年3月13日)という通知を出しています。そこでも体罰について、「体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員(以下「教員等」という。)は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。・・・懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。」とされており体罰が明確に禁止されています。

3 懲戒と体罰の区別について

法令の規定や行政の解釈からもわかるように、児童生徒に対する体罰は許されませんが、懲戒は許されています。そこで懲戒と体罰の区別が重要になってきます。学校教育法施行規則26条では「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に必ず教育上必要な配慮をしなければならない。」とされています。

また、先述した、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」では、「(1)教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」「(2)(1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を

内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。

さらに、児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例として以下の事例も挙げられています。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

4 体罰と自死

(1) 体罰と自死については、（いじめ特有のものを除いて）いじめと自死に関する問題点が同様に当てはまることが多いです。

(2) 体罰と自死に関する裁判例

教師による体罰等を伴う指導と生徒の自殺とが問題となった裁判例には以下のようなものがあります。

ア 福岡地飯塚支判昭和45年8月12日（判タ252号114頁）

福岡高判昭和50年5月12日（判タ328号267頁）

最三小判昭和52年10月25日（判タ355号260頁）

→懲戒行為がされるに至った経緯等とこれに対する生徒の態度等からみて、教師として

の相当の注意義務を尽くしたとしても、生徒が当該懲戒行為によって自殺を決意することを予見することが困難であったという事情の下においては、教師の懲戒行為生徒の自殺との間に相当因果関係は認められないとされた。

- イ 岐阜地判平成5年9月6日（判タ851号170頁）
→教師の体罰や侮辱的発言等の行為と生徒の自殺との間に相当因果関係がないとされた
- ウ 神戸地姫路支判平成12年1月31日（判タ1024号140頁）
→担任教師から体罰を受けた小学生が体罰から約1時間後に死亡した事案について、体罰との間に相当因果関係が認められるとされた。
- エ 福岡地小倉支判平成21年10月1日（判タ1321号119頁）
→担任教諭から体罰等を受けた小学生がその当日の帰宅後に自殺した事案について、体罰等との間に相当因果関係が認められるとされた。
- オ 東京地判平成28年2月24日（判タ1432号204頁）
→教師の生徒に対する暴行や威迫的言動等の態様及び強度、生徒の自殺に至るまでの状態の変化及びその兆候、文部科学省の示達や報道等による体罰等を伴う指導に起因する生徒の自殺の危険性等の周知に係る事実関係が認定され、生徒の自殺に係る条件関係及び予見可能性を肯定して、相当因果関係が認められた。

第3章 Q&A

Q質問

県立高校に通っていた息子が自死で亡くなりました。遺書の内容や息子の友人から聞いた話では、はっきりとした原因がわかりません。原因を調べてもらえるよう先生に言ったのですが、あまりきちんと調べてくれないようです。親としては息子の死の原因をきちんと調査して欲しいと思っています。学校等による自死の原因等の調査はどのように行われることになっていますか。

A回答

自死または自死が疑われる事案については、設置者（教育委員会、学校法人）の指導・支援のもと、事件発生（認知）後速やかに、学校が基本調査をすることになっています。その上で、基本調査の結果を受けた設置者が詳細調査に移行するかどうかを判断し、詳細調査に移行した場合は、学校または設置者によってより詳細な調査が行われることになっています。なお、遺族の要望があった場合も、詳細調査に移行することになっています。

解説

「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」に関して、遺族に関わりのあるポイントについて述べます。

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」では、自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、設置者（教育委員会、学校法人）の指導・支援のもと、事案発生（認知）後速やかに、学校が基本調査に着手するとされています。

基本調査においては、学校及び学校の設置者が、基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明することとされています。この時点で得られている情報は断片的である可能性がありますので、学校及び学校の設置者は「学校では悩みを抱えていなかった」のような断定的な説明はできないことに留意することとされています。

設置者は、基本調査の報告を受けて、詳細調査に移行するかどうかを判断します。ただし、少なくとも、遺族の要望がある場合等は詳細調査に移行するとされています。詳細調査では、いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法に基づく対応（組織を設けての調査）が必要となります。詳細調査に移行するに当たっては、学校及び学校の設置者は、遺族に対して、調査の趣旨等や調査の手法、調査組織の構成（どのような分野の専門家が必要か、公平性・中立性をどのように確保するか等）、調査にはおおむねどの程度の期間を要するか、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方等について説明し、これらに対する遺族の要望を、詳細調査の中で、十分に配慮していく必要があるとされています。です。遺族側としては、この際に調査組織について意見を申し述べるとよいでしょう。

詳細調査は、学校の設置者（教育委員会・学校法人）が考えられ、中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織で詳細調査を実施すべきとされています。

自殺の事実を伝えての調査は、遺族の了解等が前提となります（事件が報道等で公表され、かつ、遺族と連絡がとれない場合は、了解なしに詳細調査することもやむを得ないとされています。）。アンケート調査について、アンケート様式は平常時から備えておき、調査実施前に遺族に内容を説明し、理解を求めるとされています。アンケートで得られた情報の遺族への提供は、個人名や筆跡などの個人が識別できる情報を保護するなどの配慮の上に行うとされています。

遺族からの聞き取りにおける留意事項として、遺族に調査への協力を求めるに際しては、信頼関係の情勢と配慮が必要とされています。遺族の協力が詳細調査の実施に不可欠であり、基本調査で得られた情報の説明を丁寧に行うことや、遺族のケアをすることが挙げられています。

遺書等については、これを調査対象資料にするには遺族の了解が必要とされています。

報告書について、遺族や子どもなど関係者へ配慮して公表内容を決めるとされています。学校の安全配慮義務に違反や瑕疵が認められる場合には、率直に記載すべきとされています。調査結果については、遺族に説明するとされています。報道機関に対して報告書を公表する場合、遺族への配慮をするとされています。

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）には、遺族に関すること以外にも、基本調査・詳細調査について、細かく記載されています。調査を学校に求める場合には一読しておくといでしょう。

Q【いじめによる自死が疑われる場合の調査】

県立高校に通っていた息子が自死で亡くなりました。遺書の内容や息子の友人から聞いた話では、どうもいじめが原因のようです。先生に対して、きちんと調査してもらえよう言ったのですが、あまりきちんと調べてくれていないようです。どうすればよいでしょうか。

A【回答】

いじめ防止対策推進法では、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、学校の設置者又はその設置する学校は、速やかにその下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするために調査を行うものとされています（同法28条1項）。ですので、教育委員会または学校法人に対して、調査を要求するとよいでしょう。

【解説】

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法28条1項1号）（重大事態）が発生した場合、学校の設置者又はその設置する学校は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とされています（同法28条1項本文）。

いじめの重大事態の調査に関しては、平成29年3月に文部科学省から「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が出ています。

この中で、設置者・学校の基本的姿勢としては、以下のことが記載されています。

- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者（保護者である遺族も含まれます）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること
- ・学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと
- ・学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと
- ・状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと

遺族に関しては、自殺事案における遺族に対する接し方として「自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する

場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。」と記載されています。

重大事態に関してですが、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとされています。

この調査には調査組織が設置されます。調査組織については、「公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること」とされています。公平性・中立性がきちんと担保されるように、調査組織についても、遺族の側から積極的に、できれば具体的に意見を述べるとよいでしょう。

保護者等（保護者である遺族も含まれます）に対する調査方針の説明については、以下のことが記載されています。

- ・保護者に対して「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと
- ・保護者の心情を害する言動は厳に慎むこと（家庭にも問題がある等の発言や持物・遺品を返還する際の配慮のない対応）
- ・スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は保護者に丁寧に説明を行った上で手続きを進めること、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし信頼関係を構築すること。

保護者には、①調査の目的・目標、②調査主体（組織の構成・人選）※、③調整時期・期間（スケジュール、提起報告）、④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）※、⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）※、⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）※を説明することになっています。

②調査主体（組織の構成・人選）については、保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行うとされています。公平性・中立性がきちんと担保されるように、遺族の側から積極的かつ具体的に意見を述べるとよいでしょう。

④調査事項については、保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ることとされています。遺族側としては、それまでに判明している事実や疑われている事実について、具体的に意見を述べるとよいでしょう。

⑤調査方法については、保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映することとされています。アンケート様式については事前に質問事項を教えてもらい、意見があれば遺族側から積極的に意見をするとよいでしょう。

⑥調査結果の提供については、保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと、予め個別の情報の提供については自治体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと、アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する等の配慮の上で行う方法を採用すること又は、一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、予め説明すること等とされています。

また、外部（記者会見、保護者会等）に説明を行う際には、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えることとされています。

自殺の事実を他の児童生徒を始めとする外部に伝えるにあたっては、遺族から了承を取るよう努

めることとされています。

保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めることとされています。

調査に関してですが、学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行うとされています。もともと、悪意なく進捗の経過報告が忘れられる場合もありますので、遺族側としては、積極的に経過報告を求めましょう。各会議毎に、経過報告を求めるとよいと思います。

調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができるとされています。調査結果に対して意見がある場合は、所見をまとめた文書を必ず付けましょう。

保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務です。学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、保護者に情報提供及び説明を適切に行われるべきであって、保護者の方からも適切な説明を求めましょう。

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かについては、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされています。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して公表の方針について説明を行うこととされ、調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を保護者と確認することとされています。

再調査について、①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合、②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合、③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合、④調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合には、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討することとされています。(当初の調査)の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられるともされています。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインには、保護者(保護者である遺族を含む)に関すること以外にも、いじめの重大事態の調査について、細かく記載されています。調査を学校に求める場合には一読しておくといでしょう。

Q【自死とスポーツ振興センターの災害共済給付金制度】

以前高校生が自死した場合、スポーツ振興センターの災害共済給付金(死亡見舞金)が出ないと聞きましたが、今でもそのような取扱いになっているのでしょうか。

A【回答】

高校生の自死の場合、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により自死が起きた場合には、災害給付が行われると規定されています。なお、「いじめ」はいじめ防止対策推進法、「体罰」は学校教育法におけるものとされています。

【解説】

従前、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令3条7項では、高校生の自死に関しては、故意の死亡として災害給付が行われないとされていました。しかし、平成28年の改正によって、

ただし書きが追加され、いじめ、体罰、その他当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に死亡したときにはこの限りでないとして、高校生の自死の場合にも災害給付が行われることになりました。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程では「その他生徒又は学生の責めに帰することができない事由」については、「教員による暴言等不適切な指導又はハラメント行為等教育上必要な配慮を欠いた行為を含むもの」とされています。さらに、「強い心理的な負担」がいじめ等によって生じたか否かについては、学校が作成する「事故調査報告書」の記載や学校の設置者（教育委員会や学校法人）などによる調査委員会の調査結果により判断されます。

Q【体罰による自死】

大阪の桜宮高校で体罰による自死事件が起きたことは記憶に新しいことだと思います。ところで、体罰と自死の関係について、体罰を行った教師はどのような責任を負うことになるのでしょうか。また、学校側（自治体や学校法人）はどのような責任を負い、学校側と裁判になったような場合に、どのような点が問題となってくるのでしょうか。

A【回答】

体罰を行った教師については、刑事責任（暴行罪や傷害罪等）が問題となってきますし、懲戒処分を受けることにもなるでしょう。学校側（自治体や学校法人）に対しては、損害賠償責任を追求することになるでしょう。損害賠償請求訴訟になった場合、主に、体罰と自死の間に相当因果関係が認められるか、及び、自死した点について、生徒の心因的要因を考慮できるか（過失相殺）が問題になってくると思われます。

【解説】

体罰は、一般的に、暴行罪の「暴行」（刑法208条）や傷害罪の「傷害」（刑法204条）に当たる場合が多いと思われます。暴行罪は2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料、傷害罪は15年以下の懲役又は50万円以下の罰金、と規定されています。また、体罰を行った教員は、公立学校の場合、地方公務員法29条1項等により懲戒処分を受けることになりますし、私立学校の場合、学校法人の就業規則により懲戒処分を受けることになるでしょう。

学校側の責任について、公立学校の場合は、国家賠償責任（国家賠償法1条1項）が、私立学校の場合は、使用者責任（民法715条1項）が問題となってきます。安全配慮義務違反も問題となってくるでしょう。体罰と自死について、学校側の責任を追及する訴訟では、主に、相当因果関係の有無や過失相殺が問題となってくると思われます。

労働問題



弁護士 和泉 貴士

<典型的なトラブル>

Q 夫が自殺しました。夫の遺品のなかに日記があり「工場長に就任したが生産ラインがトラブル続きで目標の達成が困難。」「そもそも生産計画自体が達成不可能。」「毎日12時過ぎないと帰れない。土日も出勤している。」との記載があることに気づきました。夫は名目上会社の取締役になっていますが、小規模ワンマン企業なので肩書は名目的なものです。息子は精神障害を有しており刑事事件を起こして逮捕されてしまいました。もう限界です。どうしてよいのかわかりません。

A 労災の可能性が高い事案です。早めに労災事件に対応できる弁護士に相談してください。取締役であっても業務の実態によっては労災申請できる可能性もあります。お子さんについては地域の保健所や一人親支援の制度などを利用しつつ、対応していくしかないと思われます。弁護士だけでなく複数の専門家の連携が必要となる事案です。

Q 妻はうつ病でした。職場では成績も最低評価をつけられて机も一人だけ別の部屋に移されたと言っていました。頼りにしていた上司も他の同僚の告げ口が原因で態度が冷たくなったそうです。通院を契機に休職を開始し6か月後に退職しました。さらにその6か月後の失業保険が切れた際に、自死しました。

A パワハラやセクハラも、それを原因として精神疾患を発症し自死した場合には労災保険の適用対象となります。ただし、パワハラやセクハラ行為が始まる以前から精神疾患を発症していた場合（発症後増悪）は、発症との因果関係が問題となることが多いので、資料を慎重に集める必要があります。また、既に退職している場合であっても、在職中に発症していれば労災保険の適用対象となります。

<解説>

第1 はじめに

今日では精神疾患を理由とする労災認定件数は増加傾向にあり、職場での長時間労働やハラスメントが原因で精神疾患を発症し自死するケースは多数報道されています。ここでは、職場を原因とする自死について取りうる法的手段として、労災申請と民事損害賠償の二つを説明します。

第2 労災保険制度

1 目的

労災保険は、①「業務上の事由」または「通勤」による労働者の負傷、疾病、障害または死亡について、被災労働者や遺族に対して所要の保険給付を行うほか、②社会復帰促進等事業として

一定の事業サービスを行うための制度です（労災保険法 1 条、2 条の 2、29 条）。

2 適用される事業所、労働者、保険料

労働者を 1 人でも使用する事業所は、原則として当然に保険関係が成立し、適用事業所に働く労働者はすべて保険の対象になります。したがって、使用者が労災保険料を支払っていなくても、労働者は保険給付を受けることができます。

労災保険法上の「労働者」は、パート、アルバイトや日雇労働者等の雇用形態に関係なく、また、ビザの有効期間が切れたまま滞在して就労している外国人も、事業所に雇用される労働者であれば、保険給付を受けることができます。また肩書が取締役であっても、工場長や部長など兼務役員として労働者性が強い場合は、保険給付を受けることができます。

3 労災、通勤災害の判断基準

b (1) 業務災害

労働者が被災した事由が「業務上」（労災保険法 7 条 1 項 1 号）か否かは、行政実務においては、
i) 労働者が労働契約に基づき使用者の支配下にあること（業務遂行性）、ii) 使用者の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと経験法則上認められること（業務起因性）から判断される。

(2) 通勤災害

労災保険法で保護される「通勤」（労災保険法 7 条 1 項 2 号）とは、経路を逸脱または中断した場合のその間及びその後の移動は除きます（同条 3 項）。例えば、昼休みを利用して昼食を取りに帰宅する場合や、共稼ぎの夫婦が子供を保育所等に預けてから会社に向かう場合は「通勤」にあたります。しかし、帰宅途中に飲み屋等において長時間にわたって腰を落ち着けて飲酒した場合は、経路の逸脱・中断となります。ただし、経路の逸脱・中断であっても、日常生活に必要な最小限度の行為をする場合は、その逸脱・中断の間は除き、その後の行為は「通勤」となります（同条 3 項但書）。例えば、日用品の購入（総菜等を購入する場合、独身者が食堂に立ち寄る場合、クリーニング店・理美容室に立ち寄る場合）、職業訓練・教育を受ける行為、選挙権の行使、診療を受ける行為、要介護状態にある近親者の継続・反復した介護などは、逸脱・中断の間は除いたその後の行為について「通勤」にあたりと解釈されています。

(3) 保険給付と社会復帰促進等事業の内容

保険給付には、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金、介護補償給付等があります。自死の事案では遺族補償給付と葬祭料が中心となりますが、未遂の事案では療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付の支給を申請する可能性も考えられます。

(4) 厚生年金・国民年金との関係

障害厚生年金・障害国民年金は、受傷・発症から 1 年 6 ヶ月経過すれば、症状固定していなくても支給されます。労災保険と併せて支給を受けることもできますし、労災保険と異なり「業務上」の要件を満たさない場合にも支給されますので、検討が必要です。

なお、厚生年金等が支給されると労災保険金との調整（一部減額）がされます。

(5) 労災保険給付を巡る実務上の争点

大きく分けて、i) 死亡・負傷・疾病と業務との因果関係、ii) 労働者性の有無、3) 障害等

級評価などなどがあります。

過重労働によって精神疾患を発症した被災者は、サービス残業をして長時間労働に従事していることが多く、この残業分の割増賃金が給付基礎日額に含まれるかも争点となります。厚生労働省は、「給付基礎日額の算定については、賃金総額に算入すべき賃金は、現実に既に支払済となった賃金のみをいうのではなく、実際に支払われていないものであっても、平均賃金の算定事由発生日において、賃金債権として確立しているものも含むものであることから、給付基礎日額の調査に際しては、未払の賃金の有無についても留意して行うこと。特に、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案のように長時間にわたる時間外労働が認められる事案については、上記の点について留意して適正な給付基礎日額の算定の徹底を図ること」と通知しています（平 22.2.25 基労発 0225 第 1 号）。給料明細や賃金台帳だけではなく、実際の残業を証明する資料からサービス残業時間分の割増賃金を上乘せして給付基礎日額を算定して労災申請をするか、サービス残業を含まない給付基礎日額で支給決定を受けた場合は審査請求（不服申し立て）をすることも検討する必要があります。

第3 民事損害賠償

1 民事損害賠償請求の必要性、労災保険制度との違い

労災認定された後、さらに会社に対して損害賠償を請求することがあります。

労災保険制度は傷病によって生じた損害の一部、具体的には逸失利益（生存していれば労働によって得ることができた賃金等）と呼ばれる損害の一部を主として補償するものであり、慰謝料等損害の全部を回復するためには使用者に対して損害賠償請求を行うことが必要となるためです。

他方で、民事損害賠償は、労災保険制度とは異なり、使用者の過失（安全配慮義務違反）が要件となります。過失の内容は予見可能性、結果回避可能性という二つの視点から分析されます。

2 予見可能性

予見できない結果について雇用者の過失を問うことはできないため、過失の認定には予見可能性が必要とされています。

会社側は自らに予見可能性が認められないことの根拠として、「特に変わった様子はなく自死するとは予見できなかった。」といった主張を行うことがあります。しかし、以下で述べるとおり、裁判例は予見可能性の対象を緩和する立場を採用していますので、このような主張は認められません。

電通事件最高裁判決（最判平 12・3・24 民集 54・3・1155）八木調査官解説は、予見可能性に関し、「本判決の述べるように、長時間労働の継続などにより疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると労働者の心身の健康を損なうおそれがあることは周知のところであり、うつ病のり患又はこれによる自殺はその一態様である。殊に、A の健康状態が悪化したことが外見上明らかになっていた段階では、既にうつ病のり患という結果の発生を避けられなかった可能性もあることを考えると、使用者又はその代理監督者が回避する必要があるのは、やはり、右のような結果を生む原因となった危険な状態の発生であるというべきで、予見の対象も、右に対応したものと考える」と述べています。また、福岡高判平元・3・31（労判 541・50）使用者が「認識すべき予見義務の内容は、生命、健康という被害法益の重大性に鑑み、安全性に疑念を抱かせる程度の抽象的な危惧であれば足り、必ずしも生命、健康に対する障害の性質、程度や発症頻度まで具体的に認識する必要はない」と判示しています。

以上の判例・裁判例からすると、予見可能性の対象は、「うつ病のり患又はこれによる自殺」という「結果を生む原因となった危険な状態の発生」とすることが妥当といえます。

3 結果回避可能性

不可抗力について雇用者の過失を問うことはできないため、過失の認定には結果回避可能性が必要とされています。

会社からは、「上司との面談制度等、社内に労働安全衛生策を講じていたので結果回避義務は尽くしていた。」といった主張がなされることがありますが、以下で述べるとおり、裁判例は業務量を調整する具体的な措置を求めていますので、このような主張は認められません。

電通事件最高裁判決の八木調査官解説は、「右注意義務において重要なポイントとされるのは業務の量等を適切に調整するための措置を採ることである。労働安全衛生法65条の3の規定に関して述べたように、これは、作業環境の管理又は健康状態の管理とは次元を異にするものである。」と述べています。つまり、結果回避のために最も重要な措置は業務量の調整なのであって、単に制度として社内に労働安全衛生策を講じたり、上司との面談を行うだけでは不十分としています。

電通事件最高裁判決を受けて、静岡地裁浜松支部平成18年10月30日判決（労判927号5頁）も、「被告は、A部長が一郎と面談を行ったと主張するが、単に面談をしたというだけであって、一郎の負担を軽減させる措置を採るものではないから、安全配慮義務を尽くしたということとはできない。」と述べています。また、釧路地裁帯広支部平成21年2月2日判決（労判990号196頁）は、カウンセリングの実施だけでは過重労働を軽減したことにはならないと述べています。大阪地裁判決平成20年5月2日判決（労判973号76頁）は、「単に原告に対して残業しないよう指導・助言するだけではもはや十分ではなく、端的に、これ以上の残業を禁止する旨を明示した強い指導・助言を行うべきであり、」「一定の時間が経過した以降は帰宅すべき旨を命令するなどの方法を選択することも念頭に置いて、原告が長時間労働を防止する必要があった」と述べています。

これらの裁判例からすれば、結果回避可能性の判断においては、雇用者が被災者のために行った負担軽減措置について、当該措置が真に業務量調整として効果を有するものであったか、実効性を具体的に検討することが求められているといえます。

鉄道自死をめぐる問題



弁護士 甲斐田 沙織

1 問題

駅のホームからの飛び込み、踏切侵入等の方法により自死を凶った場合、遺族に対して鉄道会社から、損害賠償請求がなされる場合があります。

この請求が、どのような根拠に基づいて行われているのか、実際の対応、支払う場合の支払額の水準の実態について、以下述べたいと思います。

また、このような場合、遺族に対する賠償請求が妥当であるのか、妥当であるとしてその範囲が制限されるべきかにつき触れたいと思います。

2 鉄道会社の請求の法的根拠

鉄道会社が、鉄道自死を行った方の遺族に賠償請求を行う法的根拠は、以下によります。

(1) 不法行為と相続

違法な行為を故意・過失をもって行い、そのことで他者に損害を与えた場合は、不法行為として損害賠償責任を負います。不法行為者が亡くなっている場合、原則としてその相続人が損害賠償責任を相続することになります。

鉄道営業法37条に「停車場其ノ他鉄道地内ニ妄ニ立入りタル者ハ10円以下ノ科料ニ処ス」と定められています。したがって、鉄道飛込、踏切・線路侵入は、原則として違法と評価されます。

自死の場合、故意による侵入、ということになりますが、精神疾患により自由な意思決定が妨げられていた場合、責任を問えないと評価される場合もあります。(この点、下記(3)責任無能力者(精神病者、未成年者)への監督義務違反構成、が問題となります)。

(2) 債務不履行と相続

鉄道各社において、利用者の入場(切符料金支払)時において、旅客運送契約が成立するとの内容の旅客鉄道運送契約が定められています。

したがって、正規の方法でホームに入り自死に至った場合、旅客運送契約から敷衍される、正常な運行を妨げない等の信義則上の義務違反であるとして、債務不履行に基づく損害賠償責任が発生し、上記不法行為の場合と同様、損害賠償義務が相続人に相続されるとの問題が生じます。

(3) 責任無能力者(精神病者、未成年者)への監督義務構成

事理弁識能力(自己の行為の責任を弁識するに足りる能力)のない精神上の障害がある者、未成年者(一般に、12歳前後とする裁判例が多いです)については、民法上、責任無能力であり賠償責任を負わないとされています。

そのかわり、その責任無能力者の法定の監督義務者、監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(以下準監督義務者といいます)が責任を負う、ただし監督義務者、準監督義務者が監督を怠らないか、怠らなくとも損害が生じたときには責任を負わない、とされています。

この法的構成に基づけば、事理弁識能力のない精神病者や子供の鉄道自死について、鉄道会社が相続や相続放棄と関係なく、「(準) 監督義務者」とされる遺族に対して損害賠償請求ができる、ということになります。

(責任能力)

第七一二条

未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

第七一三条

精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

(責任無能力者の監督義務者等の責任)

第七一四条

前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2項 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

この、精神病者の(準) 監督義務者の責任が、いかなる場合に認められるかにつき、自死の事案ではありませんが参考となる判例として、JR東海事件(最判平28.3.1)があります。

事理弁識能力のない認知症男性(当時91歳)が徘徊中に線路に立ち入り、列車に衝突・死亡した事案につき、同居の、当時85歳要介護1の妻、別居の子らに損害賠償請求がなされました。妻、子らが「(準) 監督義務者」として、責任を負うか否かが争われました。

精神障害者と同居する配偶者であるからといって、民714条1項「責任無能力者を監督する法定の義務を負う」者にはあたらない。

別居の息子につき「監督する法定の義務を負う」法令上の根拠はない。

として、いずれも監督義務者そのものには当たらないとしました。

監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務を負う者と同視して民714条の責任を問うことができる、そのような法定の監督義務者に準ずべき者として同条1項が類推適用される者につき、同判決は次のように判示しています。

ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者の関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている看護や介護の実態などの諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為の責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。としています。

妻につき、年齢、妻も要介護の状態にあり監督可能な状況にあったと言えず、長男につき、別居であり監督が可能な状態であったと言えず監督を引き受けていたと言えない、よって法定の監督義務者に準ずべき者に当たらないと判示されています。

※鉄道自死事案との関係

上記判例からは、重度の精神疾患に基づく鉄道自死につき、相続構成ではなく監督義務者構成で請求される可能性を残します。

しかしながら、事理弁識能力を欠くとされる重度の統合失調症やうつ病の患者が精神疾患の影響で外出して鉄道に飛び込むとの事柄があった場合につき、たとえ同居の親族であっても、外出を禁じたり常時付き添って監視するとの方法の監護を行うことは極めて困難であり、仮に（準）監督義務者とされても、「精神障害者の行為の責任を問うのが相当といえる客観的状況」が存すると評価される可能性は低いものと考えられます。

3 鉄道会社からの請求の実態

（1）請求の有無について

必ずしも鉄道会社から遺族に対する損害賠償請求がなされるわけではなく、一切の請求が行われない場合もあります。

鉄道会社が遺族連絡先を把握しているか、損害の多寡等が影響しているものと考えられます。

（2）請求される損害の費目

請求される損害の費目として多いものは

- ・振替輸送費
- ・復旧人件費
- ・乗車券払い戻し費用
- ・列車や鉄道の破損修理費用

などです。

（3）請求される額

数十万円から数百万円の範囲内あることがほとんどで、1000万円に及ぶ請求がなされることは極めて稀です。また、事情に応じての交渉が可能であり、大幅な減額となることも少なくありません。巷間言われているような、いわゆる数千万円の莫大な損害賠償義務を免れられないとの実態にはありません。

大まかに、振り替えルートが豊富な線、ラッシュ時、観光特殊車両等は請求が高額となりやすく、地方や単線は低い例が多いという傾向にあります。

4 実際の対応

（1）問い合わせ対応

まず、警察から遺族に対し、鉄道会社に遺族連絡先を教えてよいかとの問い合わせがなされる場合がありますが、応ずる義務はありません。判断に迷った場合には、返答せず保留として、自死問題に詳しい法専門家に速やかに相談することをお勧めします。

(2) 請求の書面が届いた後

すぐに請求額を支払うことは避け、下記の点を確認して交渉することが適切です。

請求につき、具体的な請求費目ごとの請求額を示さず、一括で請求される場合が多いです。鉄道会社に、いかなる損害に基づき、各々どれだけの損害が発生しているのか、内訳につき計算と根拠資料を示してもらいます。根拠のないものについては支払いを拒むこととなります。

また、復旧人件費につき、残業や休日出勤の賃金等の別段の負担なく、通常の労働時間内で対応させているにもかかわらず請求している例が多くみられますので、その点についても確認が必要です。

(3) 相続放棄、限定承認、期間伸長

被相続人に財産がない場合、あっても鉄道損害賠償含む負債のほうが多くなる場合、相続放棄により鉄道損害賠償債務を免れることが可能です。

財産と負債の大小の把握に時間がかかる場合、限定承認（財産の範囲で負債を負う）、期間伸長（原則3ヶ月である相続放棄をするかどうかの判断の期限を延ばす）との手続きが可能です。

(4) 精神疾患により責任能力を欠いているとの主張

自死者が精神疾患により、事理弁識能力を欠いていたので損害賠償義務を負わない、との主張が可能です。

上記JR東海事件の項の通り、遺族が（準）監督義務者として責任を追及される可能性は皆無ではありませんが低いので、当該主張も積極的に行うことが望ましいと考えられます。

5 鉄道会社の過失、防止義務違反につき試論

現実に鉄道人身事故が頻発（2003年「飛び込み」807人、自殺総数に対し3.7%）していることは鉄道会社も当然認識しているところです。

鉄道自死につき、ほかの自死手段より致死性が高いと認識されているとの研究（鉄道総研報告2008年7月22号「鉄道人身事故に関する自殺行動モデル」）があります。

また、ホーム先端事故につき、「駅員の目から遠い」「照明が中央部より暗い」「列車の侵入速度が高い」などの構造のホームで発生しやすいことが認められる（安全工学会誌「安全工学」ヒューマンファクター 特集号 Vol.38 No.6 (1999)）とされています。

また、近年普及しているホームドアについても、事故のみならず自死を防ぐ効果があると考えられます。

鉄道会社において鉄道飛込の方法による自死が頻発するなか、これを防ぐ、減らす方策を取らず漫然と放置しているのであれば、その点につき指摘し、遺族のみが全ての損害を担うことが適切なのか否か、問題提起することが望ましいと考えられます。

多額の損害賠償請求がなされるとの社会の誤解を放置しておく方が自死を抑止するとの論もありますが、「追い詰められた死」として、合理的な思考、他者の感情への配慮が困難になっている者がそのような理由で自死を避けることも、あまり考えづらいところです。

自死者本人、ひいては遺族に全て損害を転嫁して請求するとの現状につき変えていくことで、鉄道会社において取りうる自死の抑制手段（照明、見守りの充実、ホームドア設置、ホーム進入時の減速等）の導入を促すことにつながると考えられます。

医療過誤問題



弁護士 和泉 貴士

第1 治療と患者の人権保障

病院や担当医師は、診療契約に基づき、自死の予見可能性及び回避可能性を前提として、自死防止義務を一般的に負担しています。

もっとも、精神医療の目的は、患者の病的障害や不安定性を種々の療法によって取り除き、かつ、可能な限り患者の自由や人権を尊重することで患者の社会復帰を目指すことにあるとされています。そのため、精神医療は、患者に対する治療と社会復帰を両立させなければならないことから、医師の裁量を尊重すべきとする見解もあり、事案によっては病院や担当医師の自死を防止する義務違反の立証が困難となる可能性もあります。

第2 予見可能性と結果回避可能性

病院側の自死防止義務違反の有無を判断するにあたっては、予見可能性（事故を予見できたか）と結果回避可能性（事故を回避できたか）という二つの観点からの判断がなされます。

精神医療については、患者に対する治療と社会復帰を両立させる必要がありますが、患者の自由を尊重し所持品制限などを緩和すればそれによって自殺のリスクが増大することも考えられます。そのため、予見可能性や結果回避可能性の判断を行なうにあたっては、患者の自殺防止と人権保障のいずれを重視すべきか、当該患者の状態を考慮しつつ慎重に判断する必要があります。

一般的には自殺企図が医療記録上明らかであることや、医療機関の単純ミスによって事故が発生したこと、隔離や身体拘束中に発生した事故については、予見可能性や結果回避可能性を肯定する方向にはたらく事実といえます。

病院側の責任を肯定した裁判例としては、保護室隔離中内に病院職員が保護室内に放置されたタオルを発見できなかった点について病院側の自殺防止義務違反を認めた例（福岡地裁昭和55年11月25日判決・判例タイムズ433号52頁）、閉鎖病棟において、病院側資料によると自殺企図者欄、要注意者欄に記載がされていたにもかかわらず夜間の巡回を1回も行わなかった点について病院側の自殺防止義務違反を認めた例（福岡地裁小倉支部平成11年11月2日判決・判例タイムズ1069号232頁）などがあります。

病院側の責任を否定した裁判例としては、開放病棟に自由入院中に無断離院し病院施設外で死亡した事案について病院側の自殺防止義務を否定した例（名古屋地裁昭和58年12月16日判決・判例タイムズ526号237頁）、閉鎖病棟に入院中の患者について行った外出許可について医師の裁量を根拠に自殺防止義務違反を否定した例（東京地裁判決昭和62年11月30日判決・判例時報1267号82頁）、閉鎖病棟内でのベルトを用いた自死について、他人の所持品を利用する可能性もあることを考慮すれば、閉鎖病棟内での患者の所持品制限には効果に限界があることを理由に病院側の自殺防止義務を否定した例（東京地裁平成18年12月21日判決・判例集未搭載）などがあります。

メディア・インターネット



弁護士 和泉 貴士

第1 メディアによる実名報道

多くのメディアでは、自死について、刑事事件となる可能性のある事案を除き、実名報道は原則行わないといった内容のガイドラインを策定しています。もっとも、このようなガイドラインがあるにもかかわらず、実名報道が行われたケースも少なくありません。

このような現状を踏まえ、自殺対策基本法第九条及び同第二十一条においても、遺族に対する偏見の除去と深刻な心理的影響の緩和が明記されています。

警察等から実名報道が行われる可能性があると感じられた場合には、その理由を確認しましょう。刑事事件となる可能性が無いにも関わらず実名報道が行われる可能性があるときには、遺族のプライバシーが害される危険性を説明し、実名報道を行わないよう相当の配慮を要求する必要があります。

第2 インターネットによるプライバシー侵害

いじめ事件や賃貸物件での自死について、亡くなった方や遺族の情報が無断で掲載されることが少なくありません。いったんインターネットに掲載された情報は無限に拡散していくので対応は極めて困難である一方で、遺族の精神的なダメージは計り知れません。

現状では、掲載されているサイトを一件ずつ削除要請していく以外に方法はありません。検索サイトなどに情報が掲載されている場合には、検索サイトに掲載を取りやめるよう請求を行う必要があります。遺族のプライバシー情報は前科などと異なり、情報掲載自体の公益性が極めて低いため、削除要請が認められる可能性は高い情報といえます。ただし、検索サービスを海外の会社が運営している場合には、海外の会社を相手に仮処分等を行うことになるため専門家に相談することが必要となるでしょう。

生命保険問題



弁護士 細川 潔

(1) 問題の所在

生命保険契約が締結されている場合、被保険者が死亡すれば、保険者（保険会社）から、受取人に対して、保険金が支払われます。もっとも、被保険者が自殺した場合には、保険者（保険会社）から保険金支払いを拒否されることがあります。以下、保険者が保険金支払いを拒否することの根拠、及び、拒否されない場合について述べたいと思います（保険法に「自殺」という言葉があるので、ここでは自死ではなく自殺という言葉を使います）。

(2) 自殺免責問題

ア 法令の規定

生命保険の自殺免責については、保険法51条に「死亡保険契約の保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。」「被保険者が自殺をしたとき。」と規定されています。

イ 法令の趣旨

自殺の場合に保険給付が行われないとされている趣旨は、射倖契約（給付が、その契約成立後の偶然の事情により確定する契約）としての生命保険契約において要請される信義誠実の原則に反すること（要するに偶然でないこと）、及び、生命保険契約が不当の目的に利用されるのを防ぐこと等にあるとされています。

ウ 約款の規定

もっとも、生命保険契約の約款では、保険法の立場が修正されています。約款では、通常、保険者の責任開始の日または契約復活の日から2年 or 3年以内に被保険者が自殺した場合に限って死亡保険金を払わないとし、この期間経過後の自殺については保険金を支払うと定められています。

すなわち、約款の規定では、2年又は3年を免責期間とし、免責期間内の被保険者の自殺の場合のみ、保険給付が行われないとされているのです。

※なお、最高裁判所は、自殺免責期間を1年とする1年内自殺免責特約について有効とし、1年経過後の被保険者の自殺による死亡については、当該自殺による死亡保険金の支払を認めることが公序良俗に違反するおそれがあるなどの特段の事情がある場合は、免責の対象となる場合があるとしています（最判平成16.3.25民集58巻3号753頁）。

エ 自殺免責の例外（精神障害による自殺等）

もっとも、自殺免責期間内に自殺をした場合でも保険金が出る場合もあります。関連する裁判例としては以下のようなものがあります。

●大審院

「精神病その他の原因に依り精神障害中に於ける動作に基因し被保険者が自己の生命を断たんとするの意思決定に出でざる場合を包含せざるものとす」（大判大正5.2.12民録22輯234頁）

●大分地裁など

「本件免責約款上の『自殺』に該当しないというためには、精神障害の程度・影響などを個々のに斟酌すべきであり、精神医学上の見解があれば、それを参考にし、被保険者の精神医学的な状態を

把握すべきである。」

「ただし、自由な意思決定ができない状態でなされたか否かの判断は、医学的判断そのものではなく、法律的な判断であることから、上記のとおり、精神医学上の見解を前提にしつつも、被保険者の自殺時の精神・心理状態を多面的に検討し、

- ①うつ病罹患前の被保険者の本来の性格・人格、
- ②自殺行為に至るまでの被保険者の言動及び精神状態、
- ③自殺行為の態様、
- ④他の動機の可能性等の事情を総合的に考慮して、

うつ病が被保険者の自由な意思決定能力を喪失ないしは著しく減弱させた結果、自殺行為に及んだものと法的に認められることが必要である」(大分地判平成17年9月8日判例時報1935号158頁)。

これらの裁判例によれば、精神医学上の見解を前提にしつつ、①～④の事情を総合的に考慮して、自由な意思決定ができない状態で自殺が行われた場合は、免責規約上の「自殺」にあらず、生命保険金が支払われることとなります。

オ 対応方法

(ア) 生前精神科に通院していた場合

この場合は、まず自由な意思決定能力が喪失又は著しく減弱していたことについて、主治医に意見書を書いてもらうのがよいと思われます。

その上で、上記①～④について、遺族や職場の人や友人に聴取を行い、これを書面にまとめるとよいでしょう。自殺前の状況が分かる資料や自殺の状況がわかる資料があれば、これも重要な資料の1つになるでしょう(労災の資料、警察の資料、関連する報告書等)。

(イ) 生前精神科に通院していなかった場合

この場合、主治医がいないわけですから、自由な意思決定能力が喪失又は減弱していたことについて自殺問題に詳しい精神科医に心理学的剖検というものを行ってもらい、これを書面にまとめてもらうという方法が考えられます。

なお、自殺者が労働者である場合は、労災申請を先に行い、労災手続きの中で精神疾患の発病を認めてもらうということも有用でしょう。

上記①～④については、(ア)の場合と同様です。

(ウ) 上記の対応は、遺族自身では限界があるので、専門家である弁護士に相談するとよいでしょう。

自死遺族と相続



司法書士 斎藤 幸光

相続は、死亡によって開始する（民法第872条）

機械加工の工場を経営していた甲山一郎は、妻春美と別れてから3年間一人暮らしをしていた自宅で亡くなった。享年44歳。自死だった。一郎には離婚した春美が養育している4歳になる一人息子太郎がいた。隣接する敷地に建つ実家には、両親と姉が住んでいた。

一郎が社長を務めていた甲山製作所は、父和男が昭和40年代に創業した株式会社である。自動車部品の加工を中心とした工場は、最盛期には二〇人を超える従業員を雇用し、親会社や自治体から何度も表彰を受けた優良企業だった。しかし最盛期は長く続かなかった。円高不況に見舞われ、親会社の再編や海外移転によって会社の基盤が揺らぎ始めたのだ。

大学を卒業して東京で働いていた一郎が、父に請われて甲山製作所に入ったのは、こうした難しい時期だった。積極的な設備投資によって苦境を打開しようと考えた父と一郎は、金融機関からの借入れによって高額な工作機械を購入する。しかし、予想したようには受注は伸びず、経営は苦しさを増した。赤字が続き、資金繰りのための借入れを繰り返すようになった。

和男が社長を退くことにしたのは、病気がきっかけだった。あとは一郎が引き受けるしかなかった。金融機関は、会社の債務に対して、新社長である一郎にも連帯保証を求めた。一郎は応じるしかなかった。

一郎が社長になってからも、会社の業績は下がり続けた。最盛期には20人を超えた従業員を5人にまで減らし、経費も切り詰めたが、資金繰りは苦しくなるばかりで、金融機関に対しても約定通りの返済を行うことは不可能となった。社長としての報酬は帳簿上では計上されても、実際には支払うことができず、生活費も足りないようになった。住宅ローンの支払いも滞り始めた。

東京で働いていたころ結婚した妻との折り合いは悪くなり、やがて離婚することになった。長男の太郎は春美が親権者となり、一郎は養育費の支払いを約束したが、約束どおり満額を払えたのは一年ほどで、二年目からは滞りがちになった。

一郎は俯きがちになり、無口になり、酒量が増え、痩せてきた。そして、五年前に新築した自宅で亡くなった。一郎の死亡により、相続が開始した。

被相続人の子は、相続人となる（民法第887条）

Y司法書士の事務所に甲山和男氏がやってきたのは、故一郎氏の葬儀が済んで1週間後のことだった。Y司法書士は、甲山製作所から不動産や会社の登記手続きの依頼を受けたことがあり、甲山父子とは旧知の間柄だった。

「自宅で自死したんです」

急逝の事情を尋ねたY司法書士に、和男氏は胸から言葉を押し出すように答えた。会社の経営や、融資を受けている金融機関への対応が迫られており、少しでも早く相続に関する手続きを行う必要があることから、相談に訪れたのだという。

Y司法書士は、和男氏から、亡くなった一郎氏の家族関係や資産、負債の概要を聞き取った。その結果、第1順位の法定相続人は離婚した妻が養育している太郎であること、資産としては自宅の土地建物、わずかな預貯金と自動車などのほか、甲山製作所の株式700株（発行済株式1000

株の70%相当)があり、負債としては住宅ローンのほか、甲山製作所の借入金に関する連帯保証債務があることがわかった。他に子どもの太郎を受取人とする生命保険にも入っていた。

「一郎さんが亡くなったことを、太郎君のお母さんに知らせましたか」

Y司法書士の問いに、和男氏は苦しげな顔をした。

「離婚の際のゴタゴタがあって、私たちと春美さんとは絶縁状態なのです。私の妻や娘などは、春美さんとは口も聞きたくないと言っています。しかし、そうもいきません。一郎の携帯に春美さんの電話番号があったので、私から電話しました。一郎が死んだと言うと、どうしてと聞かれました。自死だと答えると、それ以上話しを続けることができませんでした。その後、何度か電話しましたが、出てくれません。葬儀にもやってきませんでした」

Y司法書士はなんと云ったらよいかわからなかった。そこで、和男氏が現時点で行うべきことの説明を始めた。

相続関係や、資産、負債の内容については、裏付けになる書類を準備する。まず市役所で、一郎が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本をとって相続関係を確定する。戸籍は父である和男氏が取れる。太郎君と春美さんの住所については、一郎氏の残した遺品を調べる。資産や負債については、一郎が保管していた預貯金の通帳(窓口で記帳しておく)や固定資産税の通知書、住宅ローンの返済表、金融機関からの通知書などを探す。会社関係では会社の資産内容を明らかにする決算書を用意し、一郎が連帯保証していた債務については残高証明を金融機関に出してもらう。

「こうした準備が整った段階で、太郎君の母親と連絡を取るようにしましょう」

和男氏は不安げな表情を見せたが、頷いた。

相続に関する3つの選択肢

相続が開始した場合、相続人は次の三つの選択肢のいずれかを選択できます。

1. 相続人が被相続人(亡くなった方)の土地の所有権等の権利や借金等の義務を全て引き継ぐ単純承認
2. 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄
3. 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認

相続人が、2の相続放棄又は3の限定承認をするには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内にしなければならないと定められています。

相続人が、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に相続財産の状況を調査してもなお、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立てにより、家庭裁判所はその期間を伸ばすことができます。

詳しくは、裁判所の下記のホームページをご覧ください。

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_02_5/index.html

相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない(民法第938条)

準備には1週間ほどかかった。一郎の戸籍から離婚した春美は除籍されていたが、長男である太郎はそのまま残っていた。太郎の氏の変更手続きがなされていなかったからだ。一郎の戸籍の附票から太郎の住所が判明した。和男氏の依頼を受けたY司法書士は、太郎の親権者である春美宛の書面を作成した。

書面には、一郎の死亡の事実と太郎が第一順位の相続人であること。和男氏が把握した限りでは、遺産として自宅の土地建物、自動車、甲山製作所の株式700株、預貯金(50万円)があり、負

債として住宅ローン（残債務2800万円。ただし、ローン契約に付保された生命保険で完済の可能性があり）、自動車ローン（100万円）、連帯保証債務1億2000万円（主債務者甲山製作所。他の連帯保証人甲山和男）があること。遺産には含まれないが、太郎君を受取人とする生命保険（死亡保険金1000万円。離婚後、間もなく加入していた）があること。和男としては、遺産の承継などについて太郎の親権者である春美さんと協議を行いたいので、一度連絡を頂戴したい旨を記載し、和男氏の電話番号と、Y司法書士の電話番号を併記した。その上で和男氏が署名押印し、さらに裏付けとなる書類を同封して、戸籍の附票で明らかになった住所に送付した。

送付から10日後、春美からY司法書士のもとへ電話があった。

「一郎さんのお父さんとはお話ししたくないので、こちらに電話をさせていただきました」

春美さんはまずそう言ってから、相続を放棄する考えであることを話し始めた。

相続を放棄する考えになったのは、二つの理由からだと言う。第一の理由は、「一郎さんの家族と関わりを持ちたくない」というものだった。太郎が遺産を相続すれば、太郎も自分も、一郎の両親や姉らと接触することは避けられない。両親や姉が自分のことをどんなふうに見ているかは、よくわかっている。自分もまた、彼らに対して言い分がある。そんな状態で関わりを持つことは考えたくない。

「しかし、それはお母さんの事情であって、太郎君にとってはどうなのでしょう」

Y司法書士は口を挟まずにはいられなかった。

「おっしゃる通り、私と一郎の両親との事情です。太郎が父方の祖父母とどう付き合うかは、太郎が判断できるようになってから考えればよいと思います。私が相続放棄をすべきだと考えたのは、私がそうしたいというだけでなく、太郎にとってその方が良いからです。いただいた資料をもとに、どうしたら良いか、私は私なりに考えました。専門家にも相談をしました。一郎さんの遺産があると言っても、負債の方が多いことははっきりしています。そうなった理由は、会社の借入金について連帯保証したからです。お父さんから会社を引き継ぐと聞いたとき、私は反対しました。経営状態が良くないことを知っていたからです。自分たちの生活を考えれば、むしろ会社を辞めて別な所に勤めてほしいとも言いました。けれども聞いてはもらえませんでした。私たちは離婚し、子どもは父親を失ったんです……。自宅のローンが生命保険で完済できたとしても、自死があった住宅は、まともな値段で売ることもできないのが現実だと聞きました。遺産を相続すれば、借金も背負うことになる。太郎のためにも、相続することはできません」

春美さんの言葉に、Y司法書士は胸を衝かれた。自死があった住宅は「事故物件」と呼ばれ、市場価値が失われる。不動産に関する「嫌悪すべき歴史的事情」は心理的瑕疵となるという最高裁判例の存在が、自死遺族が迫られる相続の決定に大きな影響を及ぼしているのだ。

「相続放棄以外に、限定承認という選択肢もありますが、検討されましたか」

差し出口かと思いながら、Y司法書士は尋ねた。

「ええ、それも検討はしました。でも、負債が資産を上回る可能性はまずないこと、手続きの煩雑さや費用などを考えると、相続放棄を選択しようと思いました」

春美さんは地元の専門家に依頼して相続放棄の手続きを取ると言う。Y司法書士は、相続放棄の手続きが完了したら、申述受理証明の写しを送付してほしいと頼んだ。Y司法書士の頼みを承知した後で、春美さんが言った。

「相続放棄しても、一郎さんの生命保険は受け取れる可能性があると聞きました。自死であっても、免責期間が過ぎていれば受け取れるはずだということです。こちらで手続きするので、保険証書を送ってくれるよう、義父に伝えてください」

和男氏にそのことを伝えると約束して、Y司法書士は春美さんとの電話を終えた。

相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する（民法第920条）

電話があつてから1ヶ月後、Y司法書士のもとに、春美さんから相続放棄申述受理証明書の写しが送られてきた。第一順位の法定相続人が相続放棄をしたことにより、第二順位である両親に相続する権利が移った。両親の選択肢は、単純承認・相続放棄・限定承認の三つである。一郎の母である秋子は、体調を崩して外出が困難だという。Y司法書士は甲山氏の自宅を訪問することにした。

甲山氏の家は市街地のはずれの小高い山際にあつた。和風の建物自体は古いが、日差しの暖かな家で、庭から街並みが眺められる。両親の敷地に隣接した土地に、小ぶりだが瀟洒な二階建ての住宅が建っていた。亡くなった一郎さんの家だ。

玄関に立ってベルを鳴らすと、和男氏がドアを開いた。

「わざわざすみません。なにぶん散らかったままですが」

和男氏はY司法書士を招き入れた。玄関を入ると、線香の匂いがした。玄関の右手に応接間があり、その奥の居間に祭壇があつた。Y司法書士は和男氏の許しを得て、一郎さんの遺影に焼香して合掌した。脇で和男氏が頭を下げた。

応接間で、一郎の母と姉がY司法書士を迎え入れた。母秋子さんは和男氏と同じ74歳のはずだが、ずっと老けて見えた。姉も憔悴した様子だった。Y司法書士は二人に名刺を差し出して、悔やみの言葉を述べた。二人は頭を下げた。

座卓を前に和男氏が座つたところで、Y司法書士は鞆を開けて書類を取り出した。

「太郎君が相続放棄をしたという証明書です」

Y司法書士が渡した書類を一瞥した和男氏は、あい向かいに座る妻の前に書類を置いた。秋子さんはじっと証明書に見入った。

「お世話になりました。次は私どもの番です。よろしくお願いします」

和男氏が言った。

「お手伝いさせていただきます。お二人の方針はお決まりですか」

Y司法書士は応えた。

「娘も交えて、どうするか相談をしてきました。連帯保証人になっている私は、いずれにしても会社の債務から逃れることはできません。息子の遺産を処分したところで、たかが知れている。会社のことは、どうしたって私が責任を負うほかないのです。妻だけが相続放棄し、私は相続放棄しないつもりです」

和男氏は言葉を切った。秋子さんに目を向けたY司法書士は、その体が細かく震えているのに気付いた。姉はじっと俯いていた。

「お母さんのみ相続を放棄して、あとはお父さんが引き受けるとのことですが、それで良いですか」

Y司法書士は秋子さんに尋ねた。秋子さんはY司法書士に目を向けることもなく、小さな声で、ただ、「結構です」と答えた。脇にいた娘が顔を上げ、なにか言いかけたが、黙ったままで顔を伏せた。

「会社はまだ動いています。得意先があり、従業員もいる。息子が死んだからと言って放り出すことはできない。私としては息子の遺産を整理し、会社の建て直しを図るつもりです。その上で、建て直しが叶わなければ、出来るだけ穏当な形で閉めることを考えなければならないのです」

和男氏は胸から押し出すような声で言った。その時、秋子さんが身を乗り出し、机越しに書類を投げて、和男氏を睨んだ。脇にいた娘が母親の体をおさえた。秋子さんはブルブル震えたまま、何も言わなかった。娘は母を支えて立ち上がらせ、応接間を出て行った。

「地獄ですよ。息子が死んだのは、あんたのせいだと毎晩のように責められる。無理もない。私が会社に入れさえしなければ、社長の重荷を負わさなければ、息子に連帯保証させろという金融機関

の要求を拒否していれば、息子が生きていうちに会社を閉めていけば、一郎が死ぬことはなかったんですからね。息子の元に行きたいと妻はいうんです。私だって、同じ気持ちなんですよ……」和男氏の声は震え、涙が座卓に落ちた。Y司法書士は言葉もなく、机の上の涙を見ていた。

あとがき

本稿は、一人の男性の自死をめぐって、第一順位である未成年の子と第二順位である母親の相続放棄、相続人となった父親による不動産の相続や会社に関する手続きなどを、筆者が実際に受任した経験に基づくものです。氏名や年齢、人物設定などは、実際のものとは変えてあります。

人が亡くなると、遺族は相続の問題に直面します。相続には、死者と生者の対話のような側面があります。故人が遺した様々なもの（その中には、遺産や負債が含まれます）や記憶が生者に語りかけ、その心に長く響く木霊のような問いを投げかけます。生者の心は問いに浸されたまま、離れることができません。浸された心からやがて浮かび出てきた言葉や想念が、死者に返され、故人の遺したものや記憶を新しく形で呼び覚まします。呼び覚まされた死者のものや記憶が、また生者に語りかける。このような対話を繰り返しながら、死者と生者は折り合いをつけてゆくのではないのでしょうか。

自死者の遺族たちは、とても苦しく、厳しく、辛い対話を、故人と続けているように思えます。第三者である私たちには、どうすることもできない苦しさ、厳しさ、辛さです。では、私たちにできることはないのか、そんなことを考えながら本稿を書き進めました。最後までお読みいただいた皆様に、筆者なりの思いが伝われば幸いです。



賃貸不動産の心理的瑕疵をめぐる 自死遺族への不当請求について



専修大学法科大学院教授 山田 創一

1 はじめに

賃貸建物内での自殺において遺族に対し多額の賠償請求がなされ、社会問題となっている⁽¹⁾。自死遺族の多くは泣き寝入りしているケースが多く、裁判として表面化しないケースが多いとみられる⁽²⁾。ある新聞の報道では二つの遺族のケースが報じられている⁽³⁾。一つは、裁判にならなかったケースで、大学生の長女がうつ病で自殺したことから家主は遺族の父親に対し、①おはらい料3万5000円、②天井や壁のクロス張り替え、床などの修繕費約80万円、③クーラーなど備品の買い替え費12万円、④次の入居者の家賃（長女の家賃約8万円）を下げることに伴う差額補償5年分210万円を請求し、父親は仕方なく請求に応じたとされる。また、もう一つは、裁判中のケースで、弟が風呂場で自殺したことから連帯保証人である姉に対し、家主側は、風呂場以外にもキッチンやトイレの改修費、弟の部屋（家賃6万5000円）と隣室や他階の部屋も含む7室分の家賃補償など約700万円を請求し、双方の話し合いがまとまらなかったことから、家主は900万円以上の支払を求めて提訴しているとされる。

心理的瑕疵といわれる事例としては、自殺や他殺があった物件⁽⁴⁾、近くに暴力団員が居住していると暴力団事務所がある物件⁽⁵⁾などがあるが、その定義としては、「目的物の通常の用法に従って利用することが心理的に妨げられるような主観的な欠陥」⁽⁶⁾と定義することとする。

こうした心理的瑕疵をめぐる不動産の紛争としては、不動産の売買契約、不動産仲介契約、不動産の賃貸借契約で問題となりうる。まず、不動産の売買契約においては、①買主から売主に対する担保責任の追及⁽⁷⁾、②買主から売主に対する錯誤や詐欺による取消しの追及、③買主から売主に対する説明義務違反による損害賠償責任の追及などが問題となりうる。また、不動産仲介契約においては、④仲介等をした宅建業者について告知義務違反による損害賠償責任の追及が問題となりうる。さらに、不動産の賃貸借契約においては、⑤賃借人から賃貸人に対する担保責任の追及、⑥賃借人から賃貸人に対する説明義務違反による損害賠償責任の追及、⑦賃貸人から賃借人ないし連帯保証人に対する損害賠償責任の追及などが問題となりうる。

このうち、①～③の紛争は、対等当事者間の紛争ないしは売主が事業者であれば事業者対消費者間の紛争であり、④の紛争は、事業者対消費者間の紛争であり、⑤⑥の紛争は、対等当事者間の紛争ないしは賃貸人が事業者であれば事業者対消費者間の紛争である。これに対し、⑦の紛争は、心理的側面・身体的側面・経済的側面・社会的側面で深刻な状況に置かれている遺族に対し、いわば事実上交渉能力が喪失している状況下にある当事者に対し、不当で過大な請求がなされるという深刻な問題を提起している。

そこで、本稿では、他の心理的瑕疵の問題と性質を異にする⑦の紛争、とりわけ自死遺族への不当請求の問題を考察することとする。

2 自死による賃借人の債務不履行責任

自死遺族に損害賠償請求がされる場合については、①賃借人が自殺し、その相続人である遺族に賃借人が損害賠償を請求する場合、②賃借人の家族が自殺し、利用補助者に有責性があるとして遺族である賃借人に賃借人が損害賠償を請求する場合、③賃借人が自殺し、その連帯保証人である遺族に、賃借人が損害賠償を請求する場合があります。

この場合に、賃借人の善管注意義務違反による債務不履行責任（民法400条・415条）が肯定されるためには、まず、善管注意義務の内容に、賃貸目的物を物理的に損傷等することのないようにすべき義務にとどまらず、賃貸目的物につき通常人が心理的に嫌悪すべき事由を発生させないようにする義務が含まれるかが問題となる。この点、英米法の領域では、自殺を根拠に賃貸物件について瑕疵を肯定した例はないとの報告があり⁽⁸⁾、また、ドイツ法においても心理的瑕疵はBGB上の瑕疵とは認められないとの指摘もある⁽⁹⁾。こうした立場からすれば、善管注意義務の内容に賃貸目的物につき通常人が心理的に嫌悪すべき事由を発生させないようにする義務は当然含まれないことになる。また、不動産の瑕疵に心理的瑕疵が含まれると解したとしても⁽¹⁰⁾、賃貸借契約における善管注意義務の内容は、賃貸目的物の利用の面で物理的に損傷等することのないようにして保管し返還すべき義務をいうと解すべきであり、賃貸目的物の利用と無関係な賃借人が自殺をしないようにする義務あるいは利用補助者に自殺をさせないように配慮する義務を含むものではないと解すべきである。もし、善管注意義務の内容に賃貸目的物の利用と無関係な賃借人が自殺をしないようにする義務あるいは利用補助者に自殺をさせないように配慮する義務を含むとするならば、目的物の利用と無関係な賃借人が心理的に嫌悪すべき事由（殺害されたり、病死したり、老齢でなくなったり、刑罰が科されるあらゆる犯罪行為の現場となったり、賃借人が嫌悪する宗教活動や政治活動や社会活動や経済活動を行ったりする場合など）がすべて賃借人の善管注意義務として問題となる可能性がある。東京地判平成13年11月29日、東京地判平成19年8月10日、東京地判平成22年9月2日、東京地判平成22年12月6日、東京地判平成23年1月27日、東京地判平成26年5月13日、東京地判平成26年8月5日、東京地判平成26年12月11日は、賃借人が賃貸目的物内で自殺しないようにする義務、ないしは、賃借人の利用補助者が賃貸目的物内で自殺させないように配慮する義務を肯定しているが、賃貸物件の利用を目的とする賃貸借において利用と無関係な自殺を回避する義務あるいは利用補助者を自殺させないように配慮する義務を肯定することは賃借人に想定外の過大な責任を課すことになり、不当というべきである。東京地判平成16年11月10日は、「建物の賃貸借契約における賃借人は、賃貸借契約終了時に賃貸物である本件貸室を返還すべき義務を負うが、賃貸物を返還するのに付随して、本件貸室や本件建物の価値を下げないように、その建物に入居させていた従業員が本件貸室内で自殺しないように配慮すべき義務まで負うと認められるかは疑問が残る。」としており、賃借人の義務を過大にしていない点で正当である。なお、全国76万個の賃貸物件を持つUR都市機構は、1998年から自殺があった住宅の家賃を原則1～2年間半額にしているが、遺族に対しては、原状回復費用を請求するものの、家賃減額は請求しておらず⁽¹¹⁾、賃貸借契約における善管注意義務の内容に、賃貸目的物の利用と無関係な賃借人が自殺をしないようにする義務あるいは利用補助者に自殺をさせないように配慮する義務を含むものではない（原状回復費用は原状回復義務の債務不履行から導きうる〈東京地判昭和58年6月27日判タ508号136頁参照〉）との認識があるものと推察される。

仮に、賃借人の善管注意義務に賃貸目的物につき通常人が心理的に嫌悪すべき事由を発生させないようとする義務が含まれると解しても、賃借人の善管注意義務違反による債務不履行責任が肯定されるためには、賃借人の有責性が必要となる。他殺の場合や病死の場合には、賃借人の有責性は否定される⁽¹²⁾。また、鬱病の結果として自殺に至った場合も、病死の場合と同列に考えて賃借人の有責性は否定されるべきである⁽¹³⁾。

また、仮に、鬱病に基因していると証明できない自殺の場合、あるいは、社会的・経済的・私的理由から追い込まれた末に自殺に至った場合、賃借人は有責とされてよいか問題となるが、自殺する人は、「精神医学的にみれば、多くの場合は、うつ病等の精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態で、客観的には到底最良とは認められない選択肢を選んでしまったという『追い込まれた末の死』ということができる」こと（平成23年版自殺対策白書〔内閣府発行〕）、また「自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症しており、これらの精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態となっている」こと（自殺総合対策大綱＜平成24年8月28日閣議決定＞）からすると、裁判所は、慎重に賃借人の有責性を判断すべきといえる。

そして、賃借人の家族が自殺し、利用補助者に有責性があるとして遺族である賃借人に賃借人が損害賠償を請求する場合において、利用補助者の自殺が仮に有責性があるとされた場合であったとしても、これをもってただちに賃借人の故意・過失と同視すべき事由に該当するといえるかは問題がある。この点、「賃借人であるYの長女が入居者として本件貸室に入居している際には、Yとしては、履行補助者による故意過失として、信義則上自らの債務不履行の場合と同様の責任を免れないといわざるを得ない」とした東京地判平成23年1月27日があるが（同様の論理を採用するものとして、仙台地判平成27年9月24日、東京地判平成28年8月8日）、信義則上債務者の故意・過失と同視すべき事由に利用補助者の自殺を含めることは、賃借人が債務の履行上負う必要のない義務（想定外の事由）についてまで賃借人の責任に取り込むことになり不当というべきである。「信義則」は、賃借人の債務の履行として想定内と評価すべき事由と賃借人の債務の履行として想定外と評価すべき事由を選別し、前者のみを賃借人の有責性に連結させる評価規範というべきである。例えば、賃借人の利用補助者が賃借人の家から動産を窃取した場合に、利用補助者に故意があったからといって賃借人は利用補助者の窃取に関する損害賠償責任を負わないであろう。利用補助者の故意・過失が賃借人の故意・過失と「信義則」上同視できるのは、あくまでも賃貸借契約上債務の履行として想定内の範囲内に該当する事由というべきである。我妻博士も、「債務者が履行補助者の故意・過失について責任を負うのは、債務の履行についての故意・過失から生ずる損害」で、「単に履行に際しての故意・過失ある行為」には及ばないとしているが⁽¹⁴⁾、賃借人は、利用補助者が窃盗をしないように配慮する義務を負わないのと同様に、自殺をしないように配慮する義務までは負わないというべきである。また、利用補助者の故意・過失を債務者の故意・過失と同視する論法は、いわば債務者の手足の行った行為と同視して債務者に責任を負わず法理であるが、債務者の手足といえるためには債務者が干渉可能で支配（コントロール）可能であることが前提となっており、債務者のコントロールが及ばない利用補助者の自殺の場合には債務者の手足が行った行為とみる基盤が欠けているというべきである⁽¹⁵⁾。従って、賃借人の家族が自殺し、利用補助者に有責性があるとして遺族である賃借人に賃借人が損害賠償を請求する場合において、利用補助者の自殺が仮に有責性があるとされる場合であったとしても、信義則上賃借人の故意・過失と同視されないため、賃借人は損害賠償責任を負わないと解する。

3 損害賠償の範囲

仮に、賃借人の有責性が肯定されたとしても、損害賠償の範囲は、相当因果関係ないし保護範囲に限定されることになる。

賃借人（ないしその利用補助者）が自殺した場合、リフォーム代、供養料、将来減収となりうる家賃相当額などが問題となりうる。

借地の場合には、自殺後、更地にした場合や建物を建て替えれば、供養料は別としてそれ以外の損害は発生しないと考えるべきである。

また、賃貸マンションの廊下や階段や屋上などの共用部分で自殺した場合も、供養料は別として施設に物理的損壊が生じていなければそれ以外の損害は発生しないと考えるべきである。

賃貸マンションの専有部分で自殺した場合、供養料と必要不可欠なリフォーム代は相当な範囲であれば請求は許される。問題は、当該物件につき賃借人となる者が一定期間現れず、また、そのような者が現れたとしても、本来設定し得たであろう賃料額より相当低額でなければ賃貸できないということから生じる損害をどのように算定するかである。その際に、両隣の部屋の損失や上の階ないし下の階の部屋の損失まで請求するのは過大な請求というべく認められるべきではない⁽¹⁶⁾。この点に関し、損害を2年間の賃料全額とするケースないし1年間の賃料全額と2年間の賃料半額とするケースが下級審判例では多いが（東京地判平成19年8月10日、東京地判平成22年9月2日、東京地判平成26年8月5日、東京地判平成26年12月11日）、過大ではないかと思われる⁽¹⁷⁾。わが国の公益法人である日本賃貸住宅管理協会は、「家主などから相談があった場合、家賃の1～2割の2年分程度の請求を目安として説明している」⁽¹⁸⁾が、業界団体が常識的な線として考えている以上の支払が命じられるのは不当といえよう。裁判所は、業界団体の社会通念である家賃の1～2割の2年分を判例法理として定着させるべきである。その際に、家賃は減額したとしても賃借人が入居したか、単身者向けのワンルームマンションであるか、立地条件（都心に近く、交通の便もよい利便性の高い物件であるか否か）から賃貸物件としての流動性が比較的高いものと見られるか否かを考慮して、裁判所が家賃の1～2割の範囲で相当と考える割合を判断するのが妥当といえよう⁽¹⁹⁾。

4 連帯保証人の遺族に対する請求

賃借人が自殺し、その相続人である遺族に請求する場合、または、賃借人の家族が自殺し、利用補助者に有責性があるとして遺族である賃借人に請求する場合において、仮に賃借人の有責性が肯定され相当な範囲の賠償が肯定されたとしても、賃借人の連帯保証人に請求する場合には、これと異なる判断を行う必要がある。判例は、特定物売買の売主の保証の事案において、主たる債務と同一性を有しない解除に伴う原状回復義務についても、保証契約の趣旨（売主の債務不履行に基因して売主が買主に対し負担することあるべき債務につき責めに任ずる趣旨）ないし保証契約の合理的解釈から、保証人は保証の責めに任ずるとしている⁽²⁰⁾。しかし、請負契約が請負人の債務不履行を理由に合意解除された場合の請負人に生じた前払金返還債務について、その債務が法定解除権の行使の結果生ずる返還債務より重くなければ、請負人の保証人は責任を負うとして、保証責任の範囲を合理的に予見しうべき範囲（想定範囲内）に限定した判断が示されている⁽²¹⁾。そうであるならば、賃借人ないし賃借人の利用補助者の自殺が、連帯保証人に予見可能（想定範囲内）

であったか否かが問題となる。連帯保証人に賃貸物件の利用と無関係な自殺まで合理的に予見可能であるとするのは無理がある。従って、連帯保証人の合理的に予見すべき範囲に自殺を含めるべきではないので、連帯保証人は賃借人ないし賃借人の利用補助者の自殺に関し、特段の事情がない限り責任を負わないと解すべきである。

5 終わりに

平成 18 年に議員立法により自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が成立し、平成 28 年には自殺対策基本法が改正され、平成 29 年 7 月 25 日には 3 度目の策定となる自殺総合対策大綱が閣議決定されている。そして、自殺対策基本法第 9 条は、「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。」としている。自死遺族への不当請求が、自死遺族を自殺に追い込む要因となる点は、看過すべきではない。「二次被害者保護法（仮称）」の制定を目指す動きもあると報じられている⁽²²⁾。こうした法律を通じて、自死遺族への不当請求を禁止することも効果的であると考えられる。そして、こうした対策をとることが、自殺対策基本法 19 条の自殺発生回避のための体制の整備につながり、自殺対策基本法 21 条の自殺者の親族等の支援につながるものといえる。

我が国の交通事故の死者に比べても圧倒的に多い自殺者数からするならば、自動車損害賠償保障法 5 条のように自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の締結を強制するのと同様に、賃貸業を営む者に強制保険を締結させ、事故物件（他殺、病死、自殺等が発生した物件）の補償を保険でカバーするのが合理的といえる⁽²³⁾。こうした仕組みを自動車損害賠償保障法にならって法律で導入すれば、賃貸人の損失をカバーできることから、自殺があった場合に、裁判所も社会的・経済的・精神的に追い込まれた末の死であるとして賃借人の有責性を否定しやすくなるのではなかろうか。

平成 29 年の年間自殺者数は 2 万 1321 人となり平成 22 年以降 8 年連続で減少しているが、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）でいえば、主要先進 7 か国の中で最も高いという深刻な状況にある⁽²⁴⁾。自殺対策基本法 2 条 2 項で、「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。」と規定されており、法制度による社会的な取組を積み重ねていくことがとりわけ重要といえよう。

注

(1) 読売新聞平成 22 年 9 月 27 日。また、全国自死遺族連絡会の田中幸子代表によると、同会に自死遺族から寄せられた賃貸借のトラブルを巡る相談は、2006 年から 4 年間で 200 件を超えるとされる（毎日新聞平成 22 年 10 月 31 日）。さらに、こうしたケースが多発していることから、大阪、東京、愛知、兵庫の弁護士が、「自死遺族支援弁護団」を結成することが報じられている（毎日新聞平成 22 年 11 月 17 日）。

(2) 新聞によれば、仙台市の男性の一人娘（当時 20 歳）が東京の賃貸アパートで自死したが、アパートを管理する業者が火葬場に来て、借り手に敬遠されることの補償として家賃 5 年分と改修費の計 800 万円を請求し、その場で現金での支払いを求め、手持ちがないと分かるとカードローン

で手付金を払わされ、違和感をもったが周囲には言い出せずにいた事例が紹介されており、自死遺族支援弁護団の生越照幸弁護士も、「遺族自身が『自死を知られたくない』と思ったり、体力、気力がなかったりして、言われるがまま支払ってしまうケースも相当数あるのではないか。」と指摘している（朝日新聞平成30年1月23日）。

(3) 毎日新聞平成22年10月31日。

(4) 大阪高判昭和37年6月21日判時309号15頁、横浜地判平成元年9月7日判タ729号174頁、東京地判平成7年5月31日判タ910号170頁、浦和地川越支判平成9年8月19日判タ960号189頁、大阪高判平成18年12月19日判時1971号130頁、東京地判平成21年6月26日ウエストロー・ジャパンなど。

(5) 東京地判平成7年8月29日判タ926号200頁、東京地判平成9年7月7日判タ926号200頁など。

(6) 前掲注(4)東京地判平成21年6月26日。

(7) 担保責任を否定したものとして、大阪高判昭和37年6月21日判時309号15頁（自殺後7年経過）、大阪地判平成11年2月18日判タ1003号218頁（自殺後2年経過）、担保責任を肯定したものとして、横浜地判平成元年9月7日判時1352号126頁（自殺後6年3か月经過）、東京地判平成7年5月31日判時1556号107頁（自殺後6年11か月经過）、浦和地川越支判平成9年8月19日判タ960号189頁（自殺後5か月经過）などがある。この問題に関し、後藤寿一「不動産の売買と心理的瑕疵について」信州大学法学論集3号25頁以下（平16）、石松勉「自殺・殺人を原因とする心理的欠陥に対する売主の瑕疵担保責任について」福岡53巻3号1頁以下（平20）参照。

(8) 不動産適正取引推進機構 RATIO 2010年7月号。

(9) 粟田哲男「不動産取引と心理的瑕疵」判タ743号33頁。わが国においても、自殺者が出たことを建物の瑕疵と認定することに反対する見解として、野口恵三「判批」NBL459号66頁。野口氏は、「問題は要するに心理的な連想作用にすぎないものです。自殺者が出たから気持ちが悪いというその心理の実体は何でしょうか。もしそれが何か不吉な予感を連想させるものであれば、それは結局、非理性的な『縁起をかつぐ』心理です。もしも、そのような気分を尊重して、これを建物の瑕疵だなどと認定したら、裁判が理性を放棄したことになります。」と指摘する。なお、部屋の窓から葬儀場が見えることから強いストレスを感じるという訴えに対し、「これは専ら被上告人の主観的な不快感にとどまるというべき」であるとして、「主観的な不快感」を法的に保護するのに慎重な姿勢を示した最判平成22年6月29日判時2089号74頁が参考となる。

(10) 瑕疵に、心理的瑕疵も含まれるとの立場にたつものとして、大阪高判昭和37年6月21日判時309号15頁、横浜地判平成元年9月7日判時1352号126頁、東京地判平成7年5月31日判時1556号107頁、東京地判平成9年7月7日判タ946号282頁、浦和地川越支判平成9年8月19日判タ960号189頁、東京地判平成16年4月23日判時1866号65頁、大阪高判平成18年12月19日判時1971号130頁、東京地判平成21年6月26日ウエストロー・ジャパンなどがある。

(11) 朝日新聞夕刊平成23年9月5日。

(12) 強盗殺人・現住建造物等放火事件の被害者側の賃借人の事案に関し、「第三者の犯罪行為によって生じた、人的被害による間接的な交換価値下落についてまで賃借人にその発生を予見させ、かかる結果を回避すべき義務を負わせるのは、賃借人に過大な義務を負わせることになり、相当でない。」として賃借人への損害賠償請求を否定した青森地判平成16年2月26日レクシスジャパンがある。また、高齢者の虚血性心不全で死亡（突然死）の事案で賃借人の相続人及びその連帯保証人への損害賠償請求を否定した東京地判平成18年7月3日レクシスジャパンがある。

(13) 宮崎裕二「不動産取引における心理的な瑕疵」法時83巻3号104頁（平23）。なお、責任無能力者と認定して損害賠償義務を負わないと解することもできる（京都地判平成24年1月16日）。

(14) 我妻栄『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』110頁（岩波書店、昭39）。

(15) 鳥谷部茂教授の以下の指摘は重要である。「補助者を使用した債務者の責任は、今後次の二つに分けて検討してみる余地があるのではなかろうか。第一は、債務者自身に契約違反または過失が（証明され）ない場合において、いかなる補助者の、いかなる過失を信義則上債務者の過失と同視しうるか否かである。第二は、債務者自身に補助者を使用するにあたり契約違反または過失があったか否かである。」（鳥谷部茂「履行補助者」星野英一編『民法講座4 債権総論』46頁〔有斐閣、昭60〕）としており、「いかなる補助者の、いかなる過失を信義則上債務者の過失と同視しうるか否か」の視点でみたとき、利用補助者の自殺を信義則上賃借人の帰責事由と同視すべきでないとの帰結が導かれるといえる。同様の問題意識をもつものとして、村上淳一「判評」法協79巻2号229頁は、「賃借家屋の利用とは全然関係のない行為によって賃借家屋が滅失した場合にまで、賃借人に責任を負わせるのは明らかに不当である」としている。判例にも、履行補助者に過失があったとしても、債務者に安全配慮義務違反があったとすることはできないとしたものがあるが（最判昭和58年5月27日民集37巻4号477頁、最判昭和58年12月9日裁判集民140号643頁）、こうした論理からすれば利用補助者の自殺を信義則上賃借人の帰責事由と同視すべきでないと導くことは可能であろう。

また、2020年4月1日施行の債権法の改正により、民法415条の解釈が、「履行補助者の行為を理由とする債務者の損害賠償責任の問題は、①債務不履行の有無（債務からの逸脱）を契約内容に即して確定する際に、履行補助者の『行為』をどのように組み込むかというレベル（本旨不履行の確定レベル）と、②債務不履行が認められた場合に、契約および取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由が存在するかどうかを判断する際の考慮要素として履行補助者の『行為』をどのように評価するかというレベル（免責レベル）の問題に解消される」との見解（潮見佳男『民法（債権関係）改正法案の概要』61頁〔金融財政事情研究会、平27〕）に変わったとの立場に立ったとしても（実務がこうした立場に立たない可能性を指摘するものとして、加藤新太郎「債権法改正と裁判実務との関係」金判1482号1頁〔平28〕）、賃借人の家族の自殺は、賃借人の債務不履行と解されないし、仮に債務不履行と解されたとしても、契約および取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由にあたりと解される。

(16) 前掲東京地判平成19年8月10日は、「本件建物は2階建10室の賃貸用の建物であるが、

自殺事故があった本件203号室に居住することと、その両隣の部屋や階下の部屋に居住することとの間には、常識的に考えて、感じる嫌悪感の程度にかなりの違いがあることは明らかである」として、両隣の部屋や階下の部屋に対する損失分の賠償を否定している。

(17) 粟田教授は、自殺のような心理的瑕疵に関し、「事件後1年間に限って瑕疵を認めることが合理的」であるとし、告知義務や担保責任の瑕疵をその期間の範囲に限定している（粟田・前掲注（9）31頁）。この立場からすれば、賃借人又はその利用補助者の自殺を理由とする貸貸人からの善管注意義務違反の損害賠償も、1年間の賃料の総額が限度ということになろう。損害を1年間の賃料全額とした判例もある（京都地判平成24年1月16日、京都地判平成24年3月7日）。

(18) 毎日新聞平成22年10月31日。

(19) 担保責任における心理的瑕疵に関し、石松教授は、①時間的要因、②場所的要因、③目的物の現状、④地域性ないし周辺住民の噂を考慮要素として、通常一般人として「住み心地の良さ」、「快適な生活空間」を確保・維持できるかどうかという視点から総合的・相関的に判断すべきとしており（石松・前掲注（7）34頁以下）、また、後藤教授は、①場所的限定（範囲）、②自殺事件物件の現況、③時間的限定（経過）、④中間者の介在、⑤地域的特性ないし周辺の事情、⑥自殺物件（とくに建物）の種類・構造を考慮要素として、通常一般人として「住み心地の良さ」、「快適な生活空間」を欠くかどうかを総合的に判断すべきとしており（後藤・前掲注（7）41頁以下）、賃借人の善管注意義務違反の損害賠償においても、参考になる。

(20) 最大判昭和40年6月30日民集19巻4号1143頁。

(21) 最判昭和47年3月23日民集26巻2号274頁は、請負契約が請負人の債務不履行を理由に合意解除され、前払金937万9500円から出来高評価額400万円を控除した537万9500円を支払う合意が成立した場合において、請負契約上工事代金の3割である870万円は前払いされると定められていたから想定範囲内であったことを考慮し、請負人の保証人はその責任を負うとしている。

(22) 河北新聞平成23年2月3日の群馬県司法書士会自死対策事業実行委員長斎藤幸光氏の文章。なお、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族の二次被害者保護法」（案）としては、平成21年12月11日に行われた厚生労働科学研究（こころの健康科学事業）による学術シンポジウム（主催 国立精神・神経センター自殺予防総合対策センター、聖学院大学大学院総合研究所）が行われた際に企画委員会（代表 平山正実）によって提案されたものがある。

(23) 自殺に関する賃貸不動産の保険について、エース損害保険は、平成22年4月に物件の管理会社向けに国内で初めて発売し、1戸室当たり月200円の保険料なら100万円を支払うことができるとし、また、アイアル少額短期保険も、平成23年8月に大家も管理会社も加入できる商品を発売し、月額300円の保険料で最大300万円が保険金として下りる保険が開発されている（毎日新聞平成23年9月1日）。

(24) 氏家久『『自殺総合対策大綱』の概要』法律のひろば平成30年6月号4頁。

一般社団法人 全国自死遺族連絡会

～自死遺族による自死遺族のためのネットワーク～

全国自死遺族連絡会は、自死遺族の相互交流を深めることにより遺族自身
 まず元気に生きていくことを目的とする会です。

そして

自死した私たちの大切な人のその命を無駄にすることなく
 優しいひとがやさしいままで生きられる世の中に変えていくことを目指します。

◆全国自死遺族連絡会の会員による自死遺族の自助グループ

わかちあいを目的とする集い（2018年4月現在）	
❖	北海道 札幌市「ノンノの会」
❖	青森県 青森市「空の会」
❖	秋田県 秋田市「結いの会」
❖	岩手県 盛岡市「循環の会」
❖	山形県 山形市「青い会」
❖	宮城県 仙台市「藍の会」 栗原市「クローバーの会」 石巻市「たんぼぼの会」 大崎市「菜の花の会」 大河原市「マロニエの会」 気仙沼市「瑠璃の会」
❖	福島県 郡山市「えんの会」
❖	埼玉県 さいたま市「なないろの集い」
❖	東京都 渋谷区「みずべの集い」
❖	茨城県 水戸市「さざれの集い」
❖	栃木県 宇都宮市「オレンジいろの会」 鹿沼市「ひなたぼっこ」
❖	神奈川県 横浜市「虹のかけはし」 川崎市「カーネーションの集い」
❖	新潟県 新潟市「逢うる」 長岡市「とまり樹」
❖	長野県 「やまなみの会」 長野市・松本市・上田市
❖	鳥取県 鳥取市「コスモスの会」
❖	広島県 広島市「小さな一歩ネットワーク広島・希望の会」
❖	島根県 松江市・出雲市・浜田市・益田市・大田市・しまねわかちあい「虹」
❖	山口県 岩国市「木洩れ陽」
❖	福岡県 久留米市「九州モモの会」
❖	沖縄県 那覇市「くくむいの会」
❖	東京・兄弟姉妹の会「テルテル」
❖	大阪兄弟姉妹の集い
❖	大阪市「泉の会」
❖	大阪市・名古屋市・東京・札幌市「ナインの会」 (キリスト教の信徒の自死遺族の集い)

◆会員による支援の会

自死遺族の集い	
❖	神奈川県 横浜市「あんじゅ」自死で子供を亡くした親の集い
❖	静岡県 静岡市「心の絆をはぐくむ会」
自死以外の遺族も含む様々な集い	
❖	宮城県 仙台市・石巻市・気仙沼市・子供を亡くした親の会「つむぎの会」
❖	宮城県 仙台市「遺族の茶話会」
❖	北九州「KAZU いのちと森・総合研究所」
❖	東北いじめ総合支援センター
法的支援の会	
❖	自死遺族等権利保護研究会
❖	自死遺族等二次被害相談センター
❖	みやぎの萩ネットワーク

大切な人を自死（自殺）で亡くし、困りごとが起きていたら、 どんなことでもご相談ください。

全国自死遺族相談支援センター（<http://zenziren.web.fc2.com/soudan/>）は、一般社団法人全国自死遺族連絡会が運営しています。

お話しをお聴きするのは、全国自死遺族連絡会の会員である自死遺族です。

相談員自身や全国の仲間の経験をもとに、さまざまなお相談に対応いたします。

故人が住んでいたアパート等賃貸物件の賠償や債務の処理、労災申請や過労自死・いじめによる自死など、法的な問題が絡む場合は、自死遺族の相談に真摯に対応くださる弁護士や司法書士を無料でご紹介します。

法律の専門家だけでなく、医師や社会福祉士、税理士、僧侶や牧師なども、私たちをサポートくださっています。

亡くなった方の供養や相続、医療や社会福祉関連の手続きのご相談もどうぞ。

同じかなしみを抱えた人と亡くなった方への想いやご自身の気持ちをわかちあいたい方には、お住まいの近くで開催されている自助グループや、同じ経験をした仲間のご紹介をいたします。

ご自身で自死遺族自助グループを作りたい場合には、グループ作りや運営についてのご相談もお受けします。

自死遺族等の権利保護研究会

グリーンケア研究・実践の第一人者である故平山正実氏は2009年12月、自死遺族等の権利保護制度を提唱され、これを受けて全国自死遺族連絡会は2010年6月より、自死や自死遺族等への差別に起因するさまざまな被害を防ぐことを目的に「自死、及び自死遺族等への差別撤廃の法制化運動」に取り組んでいます。法制化を実現するには、法律専門家の方々に法的視点からお力添えをいただくことが不可欠であり、私たちの思いに賛同くださる先生方を会員とする任意団体として、「自死遺族等の権利保護」研究会を設立いたしました。

法律専門家等による自死遺族等への差別・偏見の問題について法的検討を行い、不動産・賃貸物件に関する事件や労働災害・公務災害・各種保険等の申請及び訴訟等の具体的な相談や支援活動を行うと共に、問題の発信の場として衆議員会館等でシンポジウムを開催し、今年で7回目になります。

サポートメンバー

私たちがサポートくださっている専門家の方々です。

* 敬称略、順不同（お名前の掲載を許可くださった方のみ） ☆印は、本冊子の執筆者です。複数の専門家が弁護団を結成し、裁判等を支援することもあります。

阿 部 潔	弁 護 士	自死遺族等の権利保護研究会	
和 泉 貴 士	弁 護 士	自死遺族等の権利保護研究会	☆
大 熊 政 一	弁 護 士	自死遺族等の権利保護研究会	☆
甲 斐 田 沙 織	弁 護 士	自死遺族等の権利保護研究会	☆
斎 藤 幸 光	司 法 書 士	自死遺族等の権利保護研究会	☆
田 中 進	税 理 士		
野 田 正 彰	医 師	自死遺族等の権利保護研究会	
樋 口 裕 子	司 法 書 士	自死遺族等の権利保護研究会	
細 川 潔	弁 護 士	自死遺族等の権利保護研究会	☆
山 田 創 一	大 学 教 授	自死遺族等の権利保護研究会	☆

あ と が き

自死遺族等の権利保護研究会は、遺族の法律相談に心情を重んじながら接し、差別・偏見にどの様に向き合っていけば良いのか検討を重ねています。相談は、会に直接だったり遺族のわかちあい等を通じて寄せられます。専門家（法律・学者・医師等）の方々は手弁当で遺族の相談に応じ会議に出席しています。発信の場としてシンポジウムを開催し、今年（平成30年10月予定）で7回目の開催となります。

遺族の様々な相談の中で私が多いと感じるのは不動産賃貸物件の損害賠償請求で、それも支払った事後のことです。一部には亡くなった直後、混乱の中で請求される場合もあり、考慮する時間、意見を述べる気力の無い状態で応じてしまうのではと思われれます。個人差はありますが、少し客観的に考えられる様になると、支払った自身に様々な思いを抱くこともあるのではと思われれますし、誰にも言わないケースも少なからずあると感じています。また、学校や職場等にも何か原因があるのではないかと疑問を持ちながらも、お世話になったのだからと権利を主張せず胸の内に閉まってしまう遺族もいます。様々な制度への誤解や、内容等が良く知られていないことが原因のひとつではないかと思います。

自死と言う死因に差別・偏見が見受けられる一つの要因は、この社会にある根拠のない古くからの風潮ではないでしょうか。だとすれば、社会で解決しなければならない問題で、個人にその責任を押し付けている現状には疑問を感じます。

人は生まれて来れば誰しも必ず亡くなります。死因で差別するのではなく、その人の生きた証を尊重する社会で在るべきです。そして広い視点で、自死と言う死因に正面から向き合い考えることが必要だと思います。そして、知ることによって自死に対する差別・偏見がなくなっていく社会になればと願っています。

この冊子は、自死遺族の法律相談や現実に解決へ導くことに長年携わって来た法律専門家等が現状をまとめたものです。遺族の権利が守られ差別・偏見がなくなる社会になる様に多くの人に知って頂ければ幸いです。

一般社団法人 全国自死遺族連絡会
自死遺族等の権利保護研究会

山 口 昇

平成 29 年度厚生労働省自殺防止対策事業
自死遺族等に対する差別・偏見の法律問題相談啓発事業

「自死遺族が直面する法律問題」 自死遺族支援の手引き

発行者 一般社団法人 全国自死遺族連絡会
自死遺族等の権利保護研究会
〒981-0902 宮城県仙台市青葉区北根 1-13-1
パークタワー台原 1803
TEL・FAX 022-717-5066 携帯 090-5835-0017
代表理事 田中幸子
ホームページ www.zenziren.com/

発行日 平成 30 年 3 月



～自死遺族が直面する法律問題～
一般社団法人 全国自死遺族連絡会
自死遺族等の権利保護研究会